
すみだノーマライゼーション 推進プラン21

～第3期墨田区障害者行動計画(後期)～



平成18(2006)年3月

墨 田 区

はじめに

「すみだノーマライゼーション推進プラン 21～第3期墨田区障害者行動計画～」は、墨田区の障害者施策の推進を図るための基本的な指針を示すものとして、平成13年度から22年度までの10年間の計画として策定しています。

この間、わが国の障害者施策は、障害者自らがサービスを選択し契約により利用する支援費制度が平成15年に導入され、平成17年10月には、障害者自立支援法が成立するなど、大きな転換期を迎えています。また、本区においても、グループホームの整備や交通バリアフリー基本構想の策定、障害者就労支援センターの設置など、障害者施策の着実な推進を図ってまいりました。さらに、本区の将来の姿と、それを実現するための協治（ガバナンス）の道筋を示した「墨田区基本構想」を平成17年11月に策定し、区民と区との協働による新たな「すみだ」づくりを進めていくことにしています。これらの状況を踏まえて、計画の中間年度にあたる今年度、本計画の改定を行いました。

計画改定にあたりましては、墨田区障害者施策推進協議会での検討のほか、障害者団体や関係機関の皆様から広くご意見をいただきながら検討を行ってまいりました。

本計画の着実な推進により、「ノーマライゼーション」の理念である障害のある人もない人も社会の一員として住み慣れた地域とともに尊重しあいながら暮らせる社会の実現にむけて、区民の皆様や関係機関とともに、「すみだ」らしい人と人との支えあう思いやりにあふれ、温かみのある地域社会の実現をめざして努力してまいります。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成18年3月

墨田区長 山崎 昇

目 次

I. 計画の改定にあたって	1
1. 計画改定の目的	1
2. 計画の性格と計画期間	2
(1) 計画の性格	2
(2) 計画期間	2
3. 計画の改定方法と計画の評価	3
(1) 計画の改定方法	3
(2) 計画の評価	4
II. 計画改定の背景	5
1. 墨田区の人口と障害のある人の推移	5
(1) 墨田区の総人口の推移	5
(2) 障害のある人の推移	6
(3) 障害の種別の推移と高齢化	7
(4) 福祉サービス利用状況	9
2. 障害者施策の動向	14
(1) 国における障害者施策をめぐる動き	14
(2) 東京都における障害者施策をめぐる動き	15
III. ノーマライゼーション推進にむけた計画の基本的考え方	16
1. 計画の基本理念	16
2. 計画の基本目標及び施策の方向性	17
3. 重点施策～墨田区が取り組むノーマライゼーション推進の視点～	19
IV. 施策の体系と事業の展開	25
1. 施策の体系	25
2. 個別事業の展開	26
(1) 地域での自立生活を支援する	26
(2) 健やかな成長と健康づくりを支援する	40
(3) 社会参画と自己実現を支援する	49
(4) 安全・快適に暮らせるまちづくりを推進する	61
資料1. 計画改定のための体制	71
資料2. 用語(キーワード)の解説	77

Ⅰ. 計画の改定にあたって

1. 計画改定の目的

本区では、障害のある人もない人も社会の一員としてお互いに尊重し支えあいながら、地域のなかでともに暮らせる社会を実現するという「ノーマライゼーション」の理念のもと、平成13年に「すみだノーマライゼーション推進プラン21～第3期墨田区障害者行動計画～」(平成13～同22年度)を策定し、障害者施策を進めてきました。

21世紀に入り、わが国の障害者施策は、区市町村が主体的に推進していく時代へと移行しています。平成15年4月には、利用者が自らサービスを選択し、契約により利用する支援費制度が開始され、障害のある人の地域生活と自立支援は大きく前進しました。一方、これに伴い、新たな利用者が急増しており、今後とも必要なサービスの質、量を確保するためには、制度をより安定的で効率的なものにする必要性が生じています。こうした状況のなかで、障害のある人の一層の自立を推進するため、施設体系を地域生活や就労への移行に重点を置いた体系に再編するとともに、サービスの利用にみあった自己負担を導入する障害者自立支援法が平成17年10月に成立するなど、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

本計画が策定されたのち5年間に、本区における障害者数はさらに増加しており、核家族化・高齢化が進展しているなか、障害のある人が社会の一員として、生涯にわたり住み慣れた「すみだ」に暮らし続けることができる地域づくりが一層重要となっています。そのためには、障害のある人一人ひとりがもてる力を発揮し、自立して、真の社会参加を実現するための支援を、区民や関連機関と協働して進めていく必要があります。さらに、障害のある人の権利を守るシステムの拡充や、発達障害のある人・子どもなども含めたすべての障害のある人に対する一体的な支援への取り組みも、強く求められています。

このように、障害のある人を取り巻く環境の変化に加えて、障害者施策の抜本的な見直しが実施されることから、これにあわせて本区の施策体系を見直し、平成18年度から同22年度にかけての障害者施策の方向性を明確にするとともに、障害者福祉の一層の向上を図ることを目的として、計画の改定を行います。

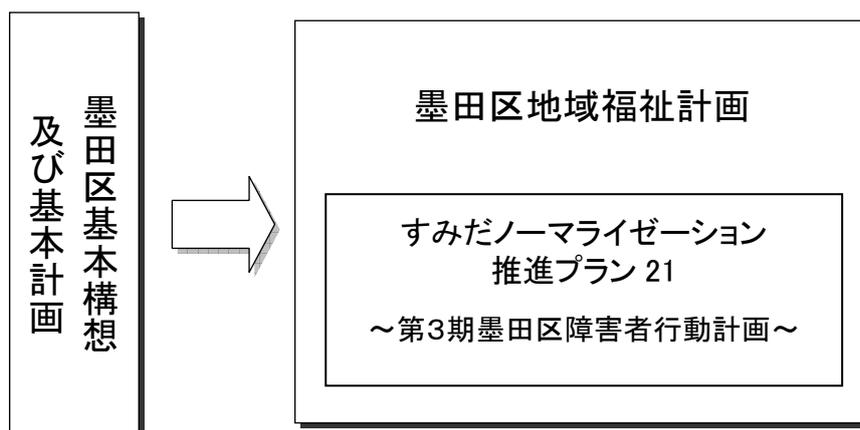
2. 計画の性格と計画期間

(1) 計画の性格

本計画は、本区における障害者施策に関する行動計画であり、障害者施策について今後取り組むべき施策を総合的・体系的かつ具体的に定めたものです。

本計画は、区のめざすべき将来像を掲げる「墨田区基本構想」及び基本構想に基づく「墨田区基本計画」との整合性を保ちつつ策定するものです。また、墨田区の福祉保健に関する基本計画である「墨田区地域福祉計画」（平成 13～同 22 年度）における障害者分野計画としての役割をもちます。

さらに、本計画は障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として位置づけられます。



(2) 計画期間

本計画は、平成 13 年度からの 10 年間を計画期間とする第 3 期墨田区障害者行動計画の後期計画です。

後期計画の計画期間は、平成 18 年度から同 22 年度の 5 年間となります。

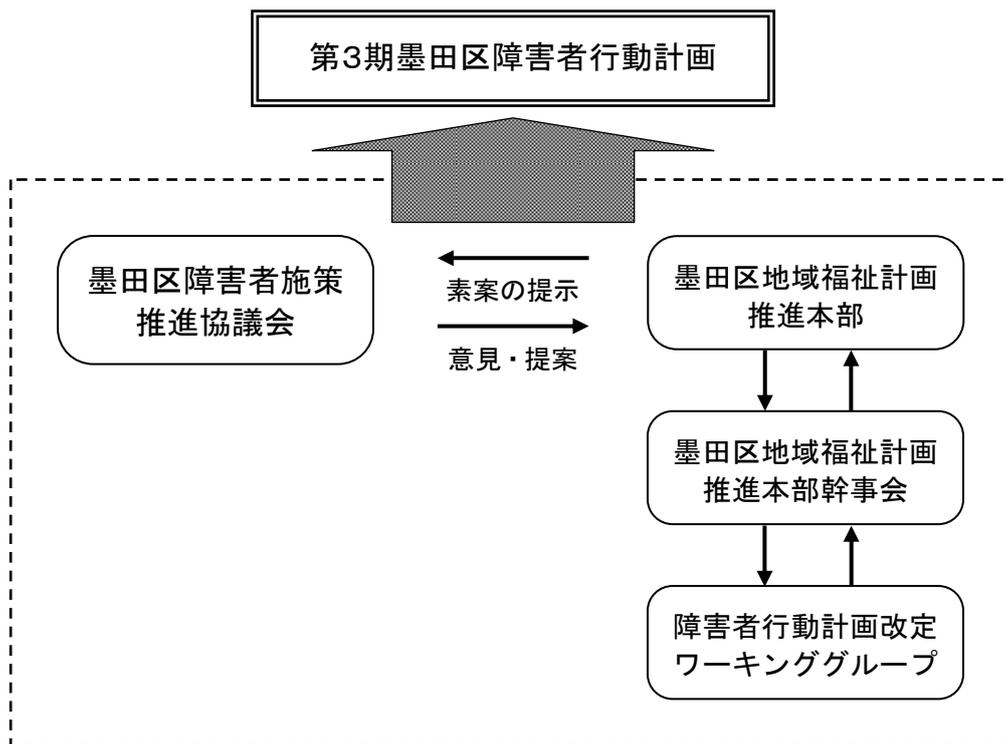
3. 計画の改定方法と計画の評価

(1) 計画の改定方法

本計画は、区内における障害者団体等の代表者等を含む「墨田区障害者施策推進協議会」及び区長を本部長として、助役、収入役、教育長、各部長で構成される「墨田区地域福祉計画推進本部」が中心となり、相互に連携・調整を図りながら審議・検討し、改定を行いました。

また、障害者団体との意見交換の機会の設置、中間のまとめの公表、パブリック・コメント*など、障害のある人や区民の意見を計画に取り入れるための取り組みを進め、計画への反映を図りました。

■ 計画の改定体制



※パブリック・コメントとは、区の基本的な施策等を策定する過程において、事前にその案を広く公表し、区民等が意見を述べる機会を設け、それに対する区の考え方を公表していく一連の手続きのこと。

■ 関係団体との意見交換

第 1 回	墨田区障害者 団体連合会	平成 17 年 7 月 27 日(水) 午後 2 時～4 時 亀沢のぞみの家 会議室
	精神障害者 関係団体	平成 17 年 7 月 29 日(金) 午前 10 時～12 時 墨田区役所 31 会議室
第 2 回	墨田区障害者 団体連合会	平成 18 年 1 月 17 日(火) 午後 2 時～3 時 30 分 リバーサイドホール会議室
	精神障害者 関係団体	平成 18 年 1 月 17 日(火) 午前 10 時 30 分～12 時 リバーサイドホール会議室

(2) 計画の評価

本計画は、「墨田区障害者施策推進協議会」の意見を踏まえ、「墨田区地域福祉計画推進本部」において、各年度に事業の進ちよく状況及び計画達成状況の評価を行います。

II. 計画改定の背景

1. 墨田区の人口と障害のある人の推移

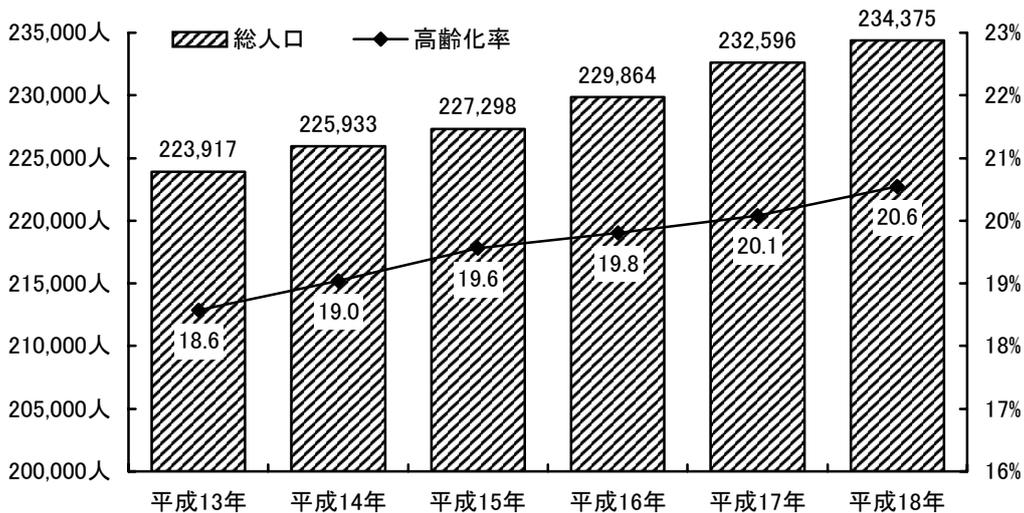
(1) 墨田区の総人口の推移

本区における総人口（外国人登録者を含む）は、近年、転入が転出を上回るとともに、外国人登録者が増加傾向にあることから、平成18年1月1日現在234,375人となっており、平成13年以降微増の傾向にあります。

しかしながら、わが国が本格的な少子高齢社会、人口減少社会を迎えているなか、本区においても合計特殊出生率（一人の女性が生涯に生む平均の子ども数）は平成16年現在で1.08と、全国平均の1.29を大きく下回っており、長期的にみると人口の減少は避けがたい見通しです。

一方で、高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は、平成18年1月1日現在20.6%と、平成13年と比べて2.0ポイント上昇しており、高齢化が進んでいることがわかります。

墨田区の総人口の推移



※：各年1月1日現在

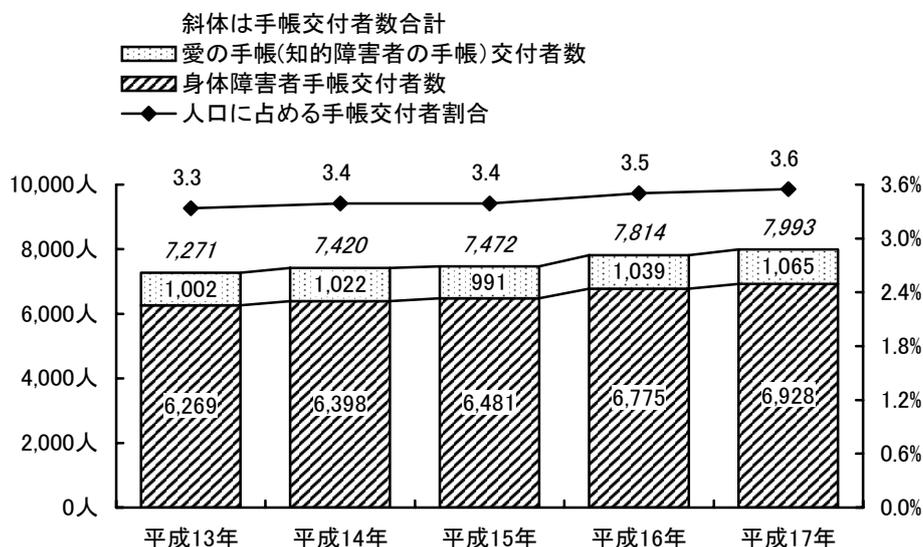
資料：住民基本台帳人口及び外国人登録者数（但し、高齢化率は住民基本台帳人口による）

(2) 障害のある人の推移

平成 17 年 3 月 31 日現在の本区における障害者手帳交付者数は、身体障害者手帳交付者 6,928 人、愛の手帳（知的障害者の手帳）交付者 1,065 人となっており、本計画が策定された平成 13 年以降も漸増の傾向にあります。

一方、精神に障害のある人を精神障害者保健福祉手帳または通院医療公費負担制度申請者の人数でとらえると、平成 17 年 3 月 31 日現在 1,220 人となっており、平成 15 年 3 月 31 日時点の申請者数を大きく上回っています。

心身障害者手帳交付者数の推移



※ : 各年 3 月 31 日現在

※ : 身体障害者手帳と愛の手帳（知的障害者の手帳）の重複交付者は、それぞれに計上している

※ : 手帳交付者割合 = 手帳交付者数合計 / 総人口（各年 4 月 1 日現在の住民基本台帳）

資料 : 墨田区の福祉・保健

精神障害者保健福祉手帳及び通院医療公費負担制度申請者数の推移

	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
手帳のみ	32 人	47 人	63 人	32 人
手帳・通院医療公費負担制度双方	196 人	206 人	283 人	344 人
通院医療公費負担制度のみ	1,182 人	644 人	1,330 人	844 人
計	1,410 人	897 人	1,676 人	1,220 人

※ : 各年 3 月 31 日現在

※ : 精神障害者保健福祉手帳及び通院医療公費負担制度の申請は 2 年ごとであるため、年により申請者数にばらつきがある

資料 : 墨田区の福祉・保健

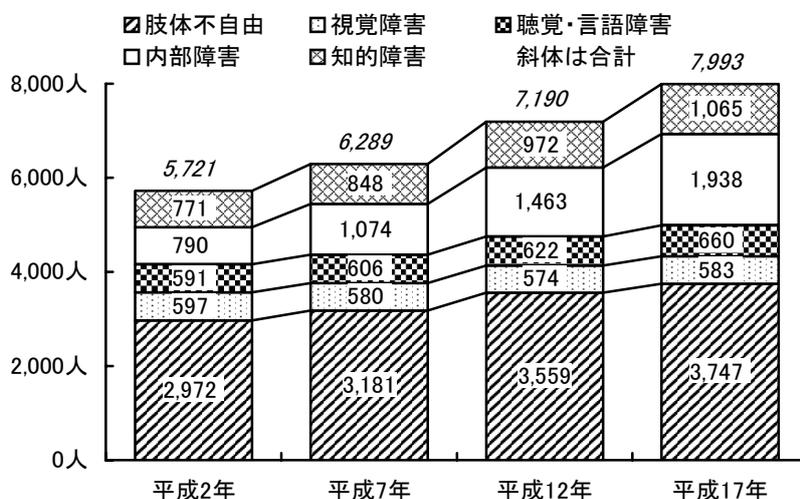
(3) 障害の種別の推移と高齢化

障害の種別を平成17年3月31日現在の障害者手帳の交付状況からみると、「肢体不自由」3,747人、「視覚障害」583人、「聴覚・言語障害」660人、「内部障害」1,938人、「知的障害」1,065人となっています。平成12年時と比較すると、内部障害のある人の増加が1.3倍と目立っています。

障害の程度については、身体障害者手帳交付者においては、平成17年時点で、1～2級の重度の障害のある人が3,616人と全体の約半数を占めています。また、65歳以上の高齢者が57.5%となっており、平成12年時と比べて高齢化が進んでいます。

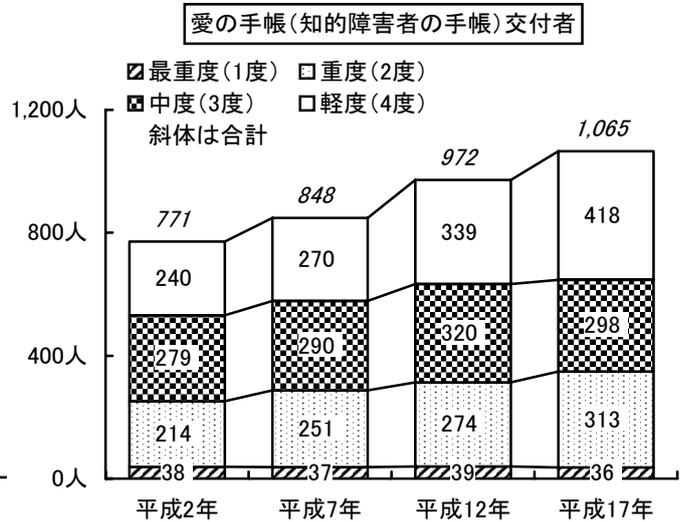
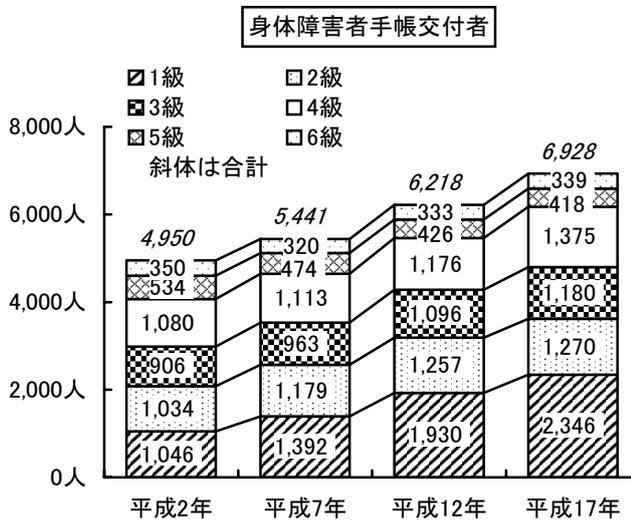
愛の手帳（知的障害者の手帳）交付者においては、平成2年以降重度（2度）及び軽度（4度）の人の増加が続いており、平成17年時点では、平成12年時点と比べて重度の人が1.1倍、軽度の人1.2倍になっています。

障害の種別の推移



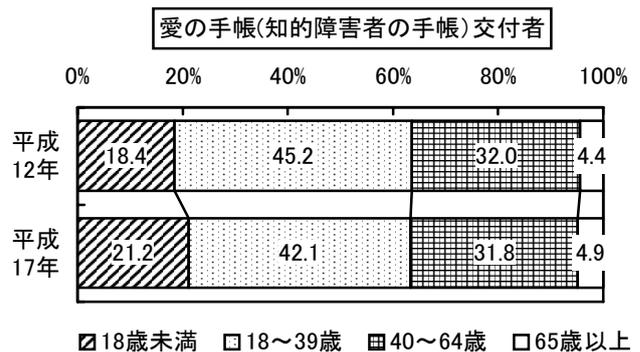
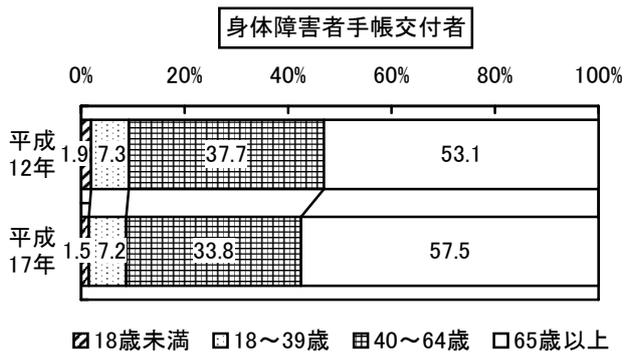
※ : 各年3月31日現在
資料: 墨田区の福祉・保健

障害の程度の推移



※ : 各年3月31日現在
資料 : 墨田区の福祉・保健

年齢構成



※ : 各年3月31日現在
資料 : 福祉保健部障害者福祉課

(4)福祉サービス利用状況

①在宅サービス

平成12年の社会福祉基礎構造改革の一環として、平成15年4月より、障害のある人のサービス利用のしくみは、行政がサービス内容を決定する措置制度から、利用者が自らサービスを選択し、契約により利用する支援費制度に移行しています。

支援費制度による在宅サービスの利用状況は下表のとおりであり、特に知的障害のある人において、ホームヘルプサービス、ショートステイの利用者数が増加しています。

知的障害のある人のグループホームについては、区内のグループホームの整備に伴い利用者数が増加し、平成17年4月現在、48人が利用しています。

精神に障害のある人については、支援費制度の対象外となっていますが、平成16年度は、ホームヘルプサービスの利用が34世帯、デイケアの参加者が延1,367人となっています。

なお、これらのサービスは、平成18年4月以降、障害者自立支援法に基づく新たなサービス体系へと再編されることとなります。

支援費制度による在宅サービス利用者数

		平成15年		平成16年		平成17年	
		4月	10月	4月	10月	4月	10月
ホームヘルプサービス	身体障害	129人	143人	144人	148人	150人	159人
	知的障害	27人	27人	29人	39人	41人	51人
	心身障害児	12人	18人	9人	11人	14人	19人
デイサービス	身体障害						
	知的障害			10人	13人	13人	18人
	心身障害児						1人
ショートステイ	身体障害	0人	1人	1人	1人	1人	0人
	知的障害	6人	9人	10人	10人	27人	20人
	心身障害児	4人	1人	6人	1人	10人	8人
グループホーム	知的障害	25人	28人	37人	45人	48人	51人

※ : ショートステイは日中受入を含む

※ : グループホームは区外施設の利用を含む

資料 : 福祉保健部障害者福祉課

精神障害者ホームヘルプサービス利用状況

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
派遣世帯数	7 世帯	18 世帯	31 世帯	34 世帯
派遣時間数	390 時間	826.5 時間	1,406 時間	1,805.5 時間

資料：墨田区の福祉・保健

精神障害者デイケア利用状況

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
実施回数	100 回	97 回	99 回	99 回
延参加人数	1,146 人	1,168 人	1,446 人	1,367 人

資料：墨田区の福祉・保健

難病患者等ホームヘルプサービス利用状況

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
派遣世帯数	1 世帯	1 世帯	実績なし	実績なし
派遣時間数	12 時間	73 時間		

資料：墨田区の福祉・保健

②施設サービス

平成 17 年 4 月現在における支援費制度の対象施設の利用状況をみると、身体障害のある人については、37 人が入所施設を利用し、2 人が通所授産施設を利用しています（いずれも区外施設）。

知的障害のある人では、区内施設を中心に 48 人が通所更生施設、144 人が通所授産施設を利用している一方で、159 人が区外の入所施設を利用しています。

障害のある人を支援するための区内の施設の整備・利用状況をみると、生活ホーム（生活寮）及びグループホームは平成 13 年から同 17 年の 5 年間で 6 か所から 13 か所へと倍増しています。平成 17 年 10 月現在の墨田区のグループホーム普及率（18 歳以上の愛の手帳交付者数に占めるグループホーム定員数）は 6.75%で、東京 23 区内で第 3 位となっています（東京都調査）。

一方で、平成 17 年 3 月 31 日現在における、将来的な入所希望も含めた施設への入所待機者は 34 人、通所待機者は 15 人、グループホーム待機者は 16 人となっています。また、今後の養護学校卒業予定者は、平成 18 年以降 10～20 人前後で推移することが見込まれており、今後ともグループホーム等の生活の場、卒業後の就労や日中活動の場の確保を一層推進していくことが求められています。

支援費制度の対象施設利用者数

身体障害		平成 16 年	平成 17 年	知的障害		平成 16 年	平成 17 年
入所	肢体不自由者更生施設	2 人	3 人	入所	知的障害者入所更生施設	152 人	151 人
	視覚障害者更生施設	0 人	1 人		知的障害者入所授産施設	8 人	8 人
	内部障害者更生施設	2 人	2 人		入所計	160 人	159 人
	身体障害者療護施設	14 人	14 人	通所	知的障害者入所更生施設 (通所事業)	0 人	0 人
	身体障害者入所授産施設	19 人	17 人		知的障害者通所更生施設	47 人	48 人
	入所計	37 人	37 人		知的障害者通所授産施設	139 人	144 人
通所	身体障害者通所授産施設	2 人	2 人	通所計	186 人	192 人	
	通所計	2 人	2 人	通勤寮	3 人	2 人	
合計		39 人	39 人	合計	349 人	353 人	

※ : 各年 4 月現在

※ : 各施設の利用者数は、区外施設の利用を含む

資料 : 福祉保健部障害者福祉課

区内の身体障害者・知的障害者関連施設の整備・利用状況

施設名称		開設年	定員	利用者数
福祉作業所	墨田福祉作業所	昭和53年	60人	58人
	すみだふれあいセンター福祉作業所	平成5年	60人	58人
	墨田さんさんプラザ	平成16年	55人	47人
	すみだ厚生会館	平成元年	20人	20人
	墨田七福福祉作業所	昭和53年	20人	18人
	墨田第2七福福祉作業所	昭和56年	15人	15人
心身障害児 通所訓練所	独楽の会	昭和50年	15人	15人
	墨田こどもの家	昭和59年	23人	23人
	サクラ子供教室	平成10年	9人	9人
肢体不自由児(者)通所訓練所(亀沢のぞみの家内)		昭和53年	35人	26人
知的障害者デイサービス「すみだワクワク工房」		平成16年	15人	—
知的障害者通所更生施設「はばたき福祉園」 (すみだ福祉保健センター内)		平成元年	48人	51人 (※1)
心身障害児療育施設「みつばち園」 (すみだ福祉保健センター内)		平成元年	—	172人 (※3)
身体障害者福祉センターB型 (すみだ福祉保健センター内)		平成元年	—	358人 (※3)
心身障害者(児) ショートステイ	すみださんさんるーむ	平成12年	3人	—
	すみだ青年の家	平成11年	2人	—
	あとむ	平成13年	2人	—
知的障害者 生活寮・ グループホーム	たちばな荘	平成3年	4人	4人
	きんしホーム	平成5年	4人	3人
	東あずま寮	昭和60年	4人	4人
	岡田寮	平成6年	5人	5人
	両国寮	平成14年	4人	4人
	小村井寮	平成15年	4人	4人
	東墨田寮	平成15年	7人	7人
	宮下荘	平成16年	4人	4人
	トモニ福祉サービス八広第一	平成16年	7人	7人
	トモニ福祉サービス八広第二(※2)	平成16年	7人	7人
	てんとう虫	平成16年	4人	4人
	ジーエイチ誠和寮	平成16年	4人	4人
	かぶと虫	平成17年	4人	4人

※ : 平成17年3月31日現在 (※3については平成17年3月利用分)

※ : 各施設の利用者数は、区外居住者も含む

※1 : はばたき福祉園の定員を超える3名分は、重度知的障害者能力育成特別対策事業として受け入れている

※2 : 「トモニ福祉サービス八広第二」は、運営主体が変わり「北浜寮」から名称が変更された

資料 : 墨田区の福祉・保健

区内の精神障害者関連施設の整備・利用状況

施設名称		開設年	定員	利用者数
社会復帰訓練施設	隅田作業所	昭和55年	—	22人
	ユニーク工芸	昭和62年	—	34人
	つばさ作業所	平成2年	—	18人
	すみだ花工房	平成9年	—	15人
	ユニーククラブ	平成14年	—	21人
	ユニークがらん堂	平成15年	—	20人
グループホーム	ふるさとホーム	平成15年	4人	4人
精神障害者地域生活支援センター「友の家」		平成16年	—	25人

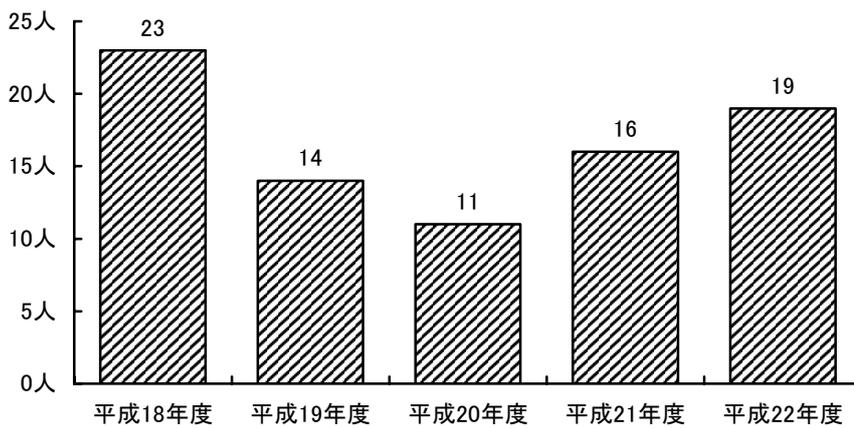
※ : 平成17年3月31日現在
資料: 福祉保健部障害者福祉課

施設サービス種別待機者数

施設サービス種別		待機者数
入所施設	知的障害	26人
	身体障害	8人
通所施設	知的障害	15人
グループホーム	知的障害	16人

※ : 平成17年3月31日現在
資料: 福祉保健部障害者福祉課

養護学校等卒業予定者の推移



※ : 墨田養護学校、墨東養護学校、区内身障学級在学者を対象
資料: 福祉保健部障害者福祉課

2. 障害者施策の動向

(1) 国における障害者施策をめぐる動き

国では、「障害者対策に関する新長期計画」（平成 5～同 14 年度）及び「障害者プラン～ノーマライゼーション 7 か年戦略」（平成 8～同 14 年度）が終期を迎えたことから、平成 14 年 12 月には、ノーマライゼーションやリハビリテーションといった前長期計画の理念を継承するとともに、国民だれもが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現を掲げた新しい「障害者基本計画」（平成 15～同 24 年度）が決定されています。同時に、同計画に基づく「重点施策実施 5 か年計画（新障害者プラン）」（平成 15～同 19 年度）が決定され、重点施策と達成目標が数値目標として明記されました。

障害者施策の動向をみると、平成 13 年から同 17 年までの 5 年の間に確実に進展しています。平成 15 年には、福祉サービスの利用のしくみが措置制度から支援費制度に移行し、平成 16 年には、障害者基本法の改正により都道府県及び区市町村における障害者計画の策定が義務づけられました（区市町村は平成 19 年 4 月から施行）。さらに、平成 17 年 10 月には、障害のある人の一層の自立を支援する観点から、施設体系の再編や自己負担の導入を図るとともに、総合的かつ計画的なサービス提供体制を確保することを区市町村の責務とした、障害者自立支援法が成立し、平成 18 年 4 月から施行となります。

また、これまで制度の谷間となっていた高機能自閉症・アスペルガー症候群、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）など、発達障害のある人の社会参加を支援するものとして、平成 17 年 4 月に発達障害者支援法が施行されました。同年には、障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の改正により、初めて精神障害者が法定雇用率適用の対象に位置づけられるなど、自立支援の観点から雇用と福祉の連携が進められています。

心身障害児の教育については、障害の程度に応じて特別の場で指導を行う特殊教育から、発達障害などを含め、すべての障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育への転換が図られるなど、新たな教育体制及びシステムの構築がめざされています。

障害のある人を取り巻く国際的な動向としては、平成 13 年 12 月の国連総会において「障害者権利条約」に関する決議案が採択され、条約制定にむけた審議が行われているところです。国はこうした取り組みへの参加を通して、障害のある人の権利の保護・促進に積極的に貢献していく考えを示しています。

障害者施策の動向	
平成 5 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者対策に関する新長期計画」(平成 5～同 14 年度)策定 ・障害者基本法(改正心身障害者対策基本法)施行
平成 7 年	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉法(改正精神保健法)施行 ・「障害者プラン～ノーマライゼーション 7 か年戦略」(平成 8～同 14 年度)策定
平成 11 年	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉法一部改正 (精神保健指定医の役割強化、医療保護入院の要件の明確化等→平成 12 年施行) (居宅生活支援事業(グループホーム、ホームヘルプ、ショートステイ)の実施主体を区市町村とする等→平成 14 年施行)
平成 12 年	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉基礎構造改革(社会福祉事業法等改正)
平成 14 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者基本計画」(平成 15～同 24 年度)策定 ・「重点施策実施 5 か年計画(新障害者プラン)」(平成 15～同 19 年度)策定
平成 15 年	<ul style="list-style-type: none"> ・支援費制度開始
平成 16 年	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本法一部改正(都道府県障害者計画・市町村障害者計画の策定義務づけ等) ・「今後の障害保健福祉施策について」(改革のグランドデザイン案)発表
平成 17 年	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援法施行 ・障害者自立支援法成立(平成 18 年 4 月施行)

(2)東京都における障害者施策をめぐる動き

東京都では、平成 12 年 12 月に「東京都福祉改革推進プラン」、平成 14 年 2 月には「TOKYO福祉改革STEP2」がまとめられ、施設偏重の施策から地域生活を重視した福祉への転換、多様なサービス提供主体の参入促進による利用者選択を支えるしくみづくりを基本的な視点とする、大都市東京の特性に基づいた独自の取り組みが進められています。

さらに、平成 15 年には、障害のある人が地域で自立して生活できる環境整備を一層推進するための「障害者地域生活支援緊急 3 か年プラン」(平成 15～同 17 年度)、平成 16 年には、心身障害児の教育に関する国の動向などを踏まえ、都における特別支援教育の推進に関する展望を明らかにする「東京都特別支援教育推進計画」(平成 16～同 25 年度)が策定されています。

福祉のまちづくりの分野では、平成 12 年に「東京都福祉のまちづくり条例」が改正され、高齢者や障害者を含めたすべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を基本にした、建築物等の整備と公共交通による移動の円滑化に焦点を当てた福祉のまちづくりが進められています。

Ⅲ. ノーマライゼーション推進にむけた計画の基本的考え方

1. 計画の基本理念

障害者施策を展開するための理念として、後期計画においても、引き続き以下の基本理念を掲げ、ノーマライゼーションの推進にむけた取り組みを進めていきます。

自己決定の尊重

障害のある人自らの意思を尊重するとともに、自らの生活のあり方を主体的に選択し、決定し、行動できるしくみづくりを確立します。

自立と自己実現の支援

一人ひとりが社会のなかでもてる力を最大限に発揮し、地域で自立して生活するための支援を行います。

ともに生活する社会の創造

障害のある・なしにかかわらず、だれもが社会の一員として地域のなかでともに生活し、支えあう、思いやりあふれる社会の創造をめざします。

2. 計画の基本目標及び施策の方向性

計画の改定にあたり、3つの基本理念のもと、次に掲げる4つの基本目標を柱として施策の方向性を定め、この方向性に基づいた取り組みを進めます。

基本目標1 地域での自立生活を支援する

地域での自立生活の実現は、ノーマライゼーションの基本でもあります。地域での自立生活を支えるサービス基盤を整備するとともに、自ら生活のあり方を決定し、自分らしい生活を送るために必要な、自己決定や選択を支援する体制を整備します。

■ 施策の方向性

- ① 自立生活の実現にむけたサービスを充実する
- ② 自己決定と選択を支える体制をつくる
- ③ 安心して生活できるしくみをつくる

基本目標2 健やかな成長と健康づくりを支援する

健やかな成長や生涯を通じた健康の維持は、自立生活や社会参加を実現する基盤となるものです。障害のある子ども一人ひとりが、ニーズにあった適切な保育や教育を受けられる体制を整備するとともに、年齢や障害の状況に応じて、だれもが継続的に健康づくりに取り組めるよう支援していきます。

■ 施策の方向性

- ① 健康づくりにむけたサービスを充実する
- ② 健やかな成長をサポートする体制をつくる

基本目標3 社会参画と自己実現を支援する

障害のある人が社会に参画し、生きがいをもって地域生活を送るためには、就労・日中活動の場や文化・スポーツ活動の場など、だれもが希望に応じて参加できる多様な社会活動の場が必要です。一人ひとりがもてる力を発揮し、自己実現や社会貢献をしていくことができるよう、さまざまな活動の場の整備を進めます。

■ 施策の方向性

- ① 就労と自己実現を支えるしくみをつくる
- ② 学びとふれあいの機会をつくる
- ③ 参加と交流の機会をつくる

基本目標4 安全・快適に暮らせるまちづくりを推進する

障害のある・なしにかかわらず、だれもが安全・安心・快適に暮らせる地域社会を実現するためには、ハード・ソフト両面でのバリア（障壁）を取り除く必要があります。ユニバーサルデザインの視点に立った、すべての人にとってやさしいまちづくりを進めるとともに、心や情報のバリアをつくらないために、障害のある人への理解や配慮を促進する施策を展開します。

■ 施策の方向性

- ① やさしいまちづくりを推進する
- ② 心のバリアフリーを推進する
- ③ 情報のバリアフリーを推進する

3. 重点施策～墨田区が取り組むノーマライゼーション推進の視点～

ノーマライゼーションを一層推進するためには、障害のある人の人間性が尊重され、地域社会の支えあい・助けあいのなかでともに生活できる地域づくりを進めていくことが重要です。

後期計画においては、次の5つを重点施策として掲げ、基本目標の実現をめざした事業展開を進めます。

重点施策1 地域における自立生活支援の積極的展開

ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどの在宅サービスは、自立生活を支える基盤となるサービスです。障害のある人が自宅や地域で生活する上で必要な支援を得られるよう、民間事業者等と連携して基盤整備を推進します。

また、緊急一時介護の推進、知的障害者ガイドヘルプサービスの充実など、障害のある人個々のニーズに応じた支援策を展開します。

■ 重点事業

[事業番号]	[事業名]	[事業掲載頁]
1	心身障害者(児)ホームヘルプサービスの実施	28
2	精神障害者ホームヘルプサービスの実施	28
3	難病患者等ホームヘルプサービスの実施	28
5	身体障害者(児)デイサービスの充実	28
6	知的障害者デイサービスの充実	28
7	心身障害者(児)ショートステイの充実	28
8	心身障害者(児)緊急一時介護の推進	29
9	精神障害者ショートステイの実施	29
10	高次脳機能障害の家族への支援	29
16	知的障害者ガイドヘルプサービスの充実	29
21	難病患者等日常生活用具給付の実施	30
55	心身障害児療育施設の整備	42

重点施策2 自己決定・選択の支援と権利擁護体制の整備

基本理念の一つである「自己決定の尊重」を実現するためには、自らの生活のあり方を主体的に決定、選択できるしくみの確立が急務です。

自己決定や選択に基づき、自分らしい生活を送ることができるよう、ケアマネジメント体制の整備を図るとともに、選択や意思決定が困難な人の権利を擁護するためのしくみづくりを推進します。

また、福祉サービス第三者評価制度の推進や苦情対応体制の機能強化を図り、サービスの質の向上に努めます。

■ 重点事業

[事業番号]	[事業名]	[事業掲載頁]
26	障害者ケアマネジメント体制の整備	32
27	心身障害者自立生活支援センター機能の整備	33
30	地域福祉権利擁護事業の推進	33
31	成年後見制度の推進	33
32	福祉サービス第三者評価制度の推進	33
33	福祉サービス苦情対応体制の機能強化	34

重点施策3 地域における生活の場の確保

生活の場の確保は、地域における自立生活の要であり、障害のある人・家族の高齢化やライフスタイルの変化などにより、今後もさらにニーズの増大と多様化が予測されます。

民間事業者等の誘導により、グループホームなどの生活の場の整備を推進し、障害のある人が住み慣れた「すみだ」で暮らし続けていくことができるよう支援していきます。

■ 重点事業

[事業番号]	[事業名]	[事業掲載頁]
38	知的障害者グループホーム・ケアホームの整備支援	37
39	身体障害者グループホーム・ケアホームの整備支援	37
40	精神障害者グループホームの運営支援	37

重点施策4 就労支援のさらなる充実

障害のある人の地域における自立と社会参加をさらに進めるためには、働きたい意欲や能力をもった人が就労できるようにするための支援の強化が求められています。

福祉作業所等の充実を図るとともに、障害者就労支援センターの機能を強化して一人ひとりの適性或希望にあった就労支援を行い、障害のある人の自立と自己実現を支援していきます。

■ 重点事業

[事業番号]	[事業名]	[事業掲載頁]
88	心身障害者通所更生施設の整備	52
89	福祉作業所の充実	52
90	精神障害者社会復帰訓練施設の運営支援	52
92	障害者就労支援センター機能の強化	53
96	区における障害者雇用の促進	54

重点施策5 だれもが暮らしやすい地域社会の実現

障害のある人が安全・安心・快適に生活し、積極的に社会活動に参画するためには、地域や社会のさまざまなバリア（障壁）を取り除く、ハード・ソフト両面からの施策の推進が必要です。

区民・民間・区の協働のもと、ユニバーサルデザインの視点に基づくだれもが暮らしやすい、やさしいまちづくりを進めるとともに、心のバリアフリー、情報のバリアフリーを推進し、障害のある人が積極的に社会参加できる地域づくりに取り組んでいきます。

■ 重点事業

[事業番号]	[事業名]	[事業掲載頁]
43	災害要援護者サポート隊の結成支援	38
115	民間建築物のユニバーサルデザイン化への指導・誘導	63
117	公園出入口バリアフリー整備	63
118	福祉のまちづくり推進のための体制づくり	63
119	道路のバリアフリー整備	63
124	公共交通機関のバリアフリー化の推進	64
127	NPO等地域活動団体の育成及び支援	64
134	交流教育・心身障害児理解教育の推進	67
144	福祉のひろば(ホームページ)の充実	70
147	おでかけガイドマップの改定と配布	70

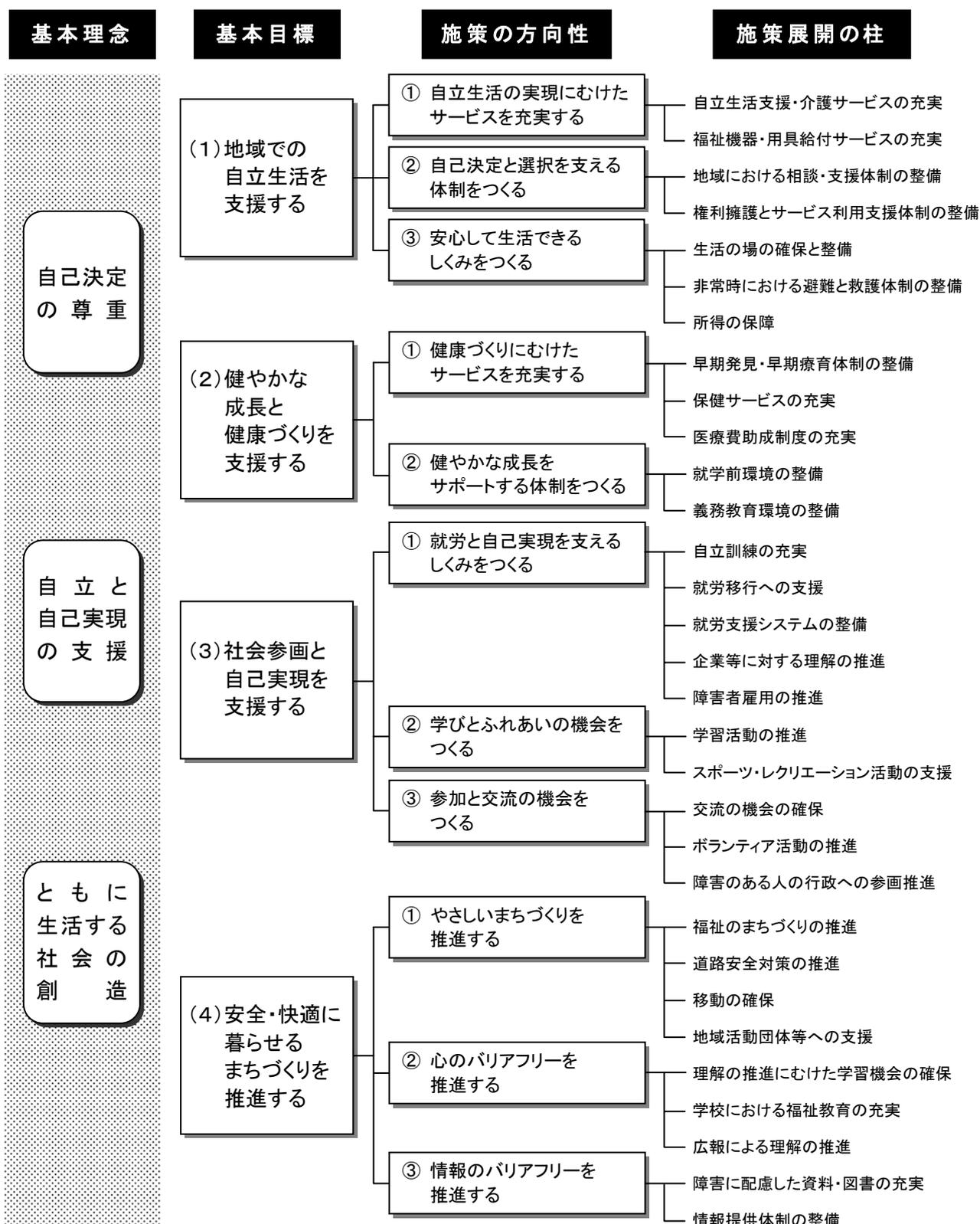
ライフステージ別にみた障害者施策

ライフ ステージ	乳幼児期	学齢期	青・壮年期
	0歳……………6歳……………15歳……………18歳……………		
相談・支援	心身障害者自立生活支援センター機能…………… 精神障害者地域生活支援センター…………… 障害者ケアマネジメント…………… 権利擁護とサービス利用支援…………… 各種手当…………… 障害基礎年金……………		
療育・教育	療育相談…………… 心身障害児療育事業…………… 障害児保育、早期教育…………… 心身障害児就学・教育相談…………… 区立心身障害学級…………… 特別支援教育への対応…………… すみだ教室……………		
就労・雇用	日常生活訓練、就労移行への支援…………… 障害者就労支援センター機能…………… 企業等に対する理解の推進…………… 障害者雇用の推進……………		
社会活動	学習活動の推進、スポーツ・レクリエーション活動の推進…………… 社会参加と交流の場の確保…………… ボランティア活動の推進、地域活動団体等への支援……………		
保健・医療	重症心身障害児（者）訪問看護指導…………… 障害児（者）歯科相談及び健診…………… 各種医療費の助成…………… こころの健康相談…………… 訪問指導…………… リハビリ教室……………		
在宅 サービス	ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ…………… 日常生活用具の給付・貸与、補装具の交付・修理…………… 巡回入浴、紙おむつ等支給…………… 寝具洗たく乾燥、理美容…………… ガイドヘルパーの派遣……………		
まちづくり	福祉のまちづくりの推進、ユニバーサルデザイン化への指導・誘導…………… 公園出入口、道路、公共交通機関等のバリアフリー整備、移動の確保…………… 心のバリアフリー、情報のバリアフリーの推進……………		
施設	保育施設、学校…………… 心身障害児療育施設…………… すみだ福祉保健センター…………… 心身障害者通所更生施設…………… 福祉作業所…………… 精神障害者社会復帰施設…………… 各種グループホーム・ケアホーム…………… 心身障害者入所施設……………		

※介護保険の要支援・要介護認定者は、原則として介護保険サービスを利用

IV. 施策の体系と事業の展開

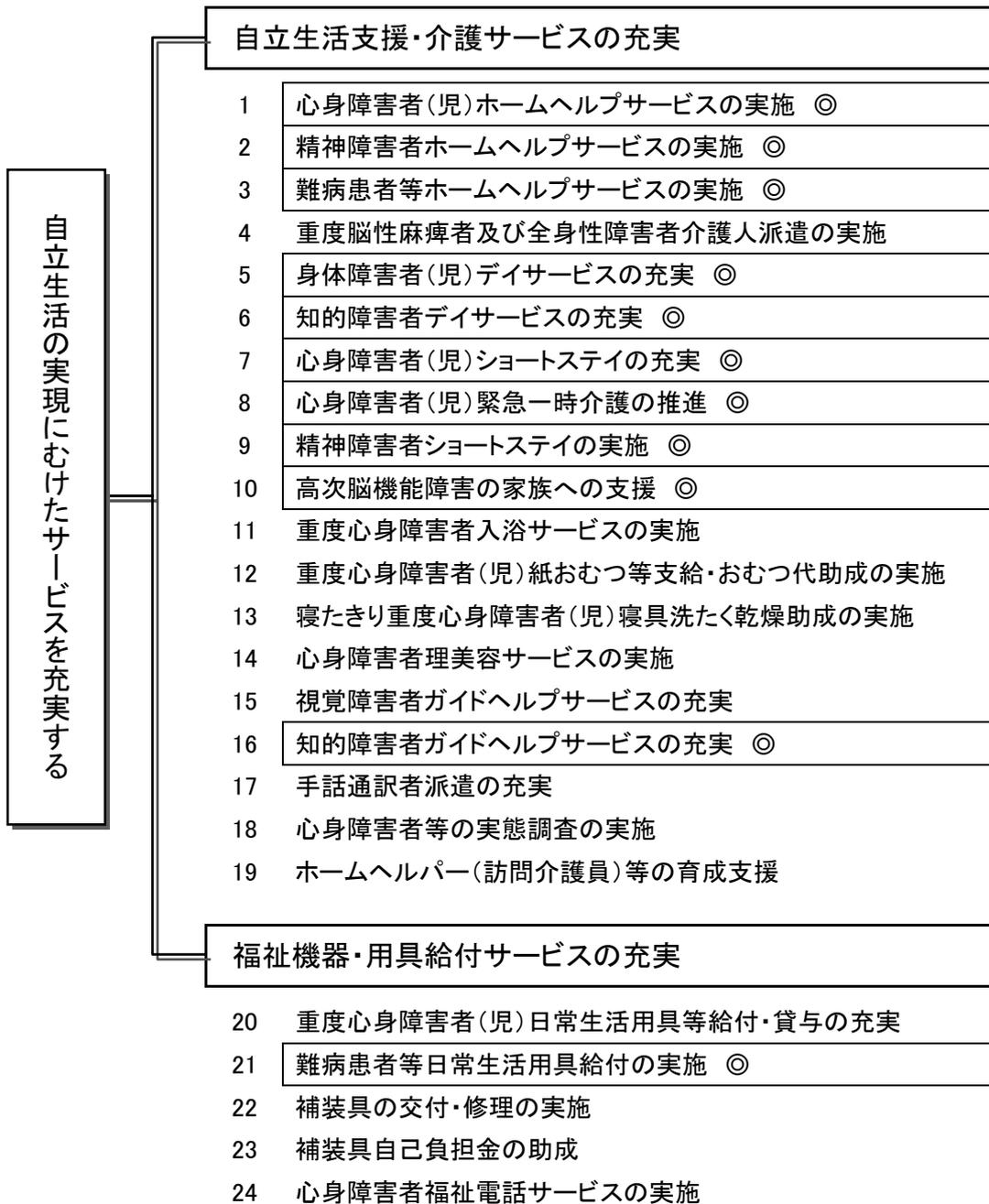
1. 施策の体系



2. 個別事業の展開

(1) 地域での自立生活を支援する

① 自立生活の実現にむけたサービスを充実する



◎: 重点事業

施策の方向性

障害のある人一人ひとりが、もてる力を最大限に発揮して、自らの生活のあり方を主体的に決定することができる、自立した生活を実現していくためには、自立生活を支える在宅サービスの整備が不可欠です。

平成15年度から支援費制度が始まり、身体障害や知的障害のある人のホームヘルプサービス、ショートステイ等の利用は伸びています。今後はこうしたサービスの充実に加えて、精神に障害のある人のためのサービスの拡充、重度の障害のある人に対応するサービスの提供体制の確保など、障害の種別や年齢にかかわらず、個々の状況や必要性に応じてサービスを提供できる基盤整備を進めることが求められています。

平成18年4月からは、障害者自立支援法に基づくサービスとして、これらの地域での自立生活を支えるサービスの量と質の拡充に努め、障害のある人やその家族に対する総合的な支援を推進していきます。

施策展開の柱

■ 自立生活支援・介護サービスの充実

地域での自立生活に必要な、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイをはじめとする在宅サービスを、個々の障害の状況や必要性に応じて提供できるよう、基盤整備を民間事業者等と連携して進めます。

また、単独での外出が困難な視覚障害者や知的障害者に対するガイドヘルプサービスの充実を図るとともに、聴覚障害者等に対する手話通訳の派遣を行い、障害のある人の移動やコミュニケーションの支援を行っていきます。

■ 福祉機器・用具給付サービスの充実

障害のある人の日常生活上の困難さを軽減し、また、地域での活動範囲を広げることのできる福祉機器の適切な利用を支援していきます。

難病患者等も含めて日常生活用具や補装具の充実を図り、その普及を推進します。

事業計画

■ 自立生活支援・介護サービスの充実

事業名	事業内容	後期目標 (平成18～22年度)
1 心身障害者(児)ホームヘルプサービスの実施 [福祉保健部障害者福祉課]	●重症心身障害者(児)、軽度の知的障害者が在宅において日常生活を営めるよう、ホームヘルパーが家事・介護等を行います。	充実
2 精神障害者ホームヘルプサービスの実施 [保健衛生担当保健計画課・向島・本所保健センター、福祉保健部障害者福祉課]	●精神障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、ホームヘルパーが調理・掃除等の家事援助や通院介助、関係機関への連絡等のサービスを行います。	充実
3 難病患者等ホームヘルプサービスの実施 [保健衛生担当保健計画課・向島・本所保健センター、福祉保健部障害者福祉課]	●地域で生活する難病・慢性関節リウマチ患者が在宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルパーが家事・介護、通院介助、関係機関への連絡等のサービスを行います。	充実
4 重度脳性麻痺者及び全身性障害者介護人派遣の実施 [福祉保健部障害者福祉課]	●在宅の重度脳性麻痺者等独立して屋外活動を行うことが困難な障害者を家族が介護する場合、月12回まで介護人手当を支給します。	充実
5 身体障害者(児)デイサービスの充実 [福祉保健部障害者福祉課]	●在宅の身体障害者(児)の自立と社会参加を促進するため、すみだ福祉保健センター内「身体障害者福祉センター」において、通所による機能訓練や入浴などのサービスを提供します。	充実
6 知的障害者デイサービスの充実 [福祉保健部障害者福祉課]	●在宅の知的障害者の自立と社会参加を促進するため、通所により地域での自立生活を支援するためのサービスを提供します。	充実
7 心身障害者(児)ショートステイの充実 [福祉保健部障害者福祉課]	●社会福祉法人以外の民間団体が運営する心身障害者(児)に対する緊急一時保護やショートステイ等事業に対し、運営助成を行います。 ●重度身体障害者の緊急一時保護、保護者のレスパイトサービスとして、東京都身体障害者療護施設等においてショートステイを実施します。	充実

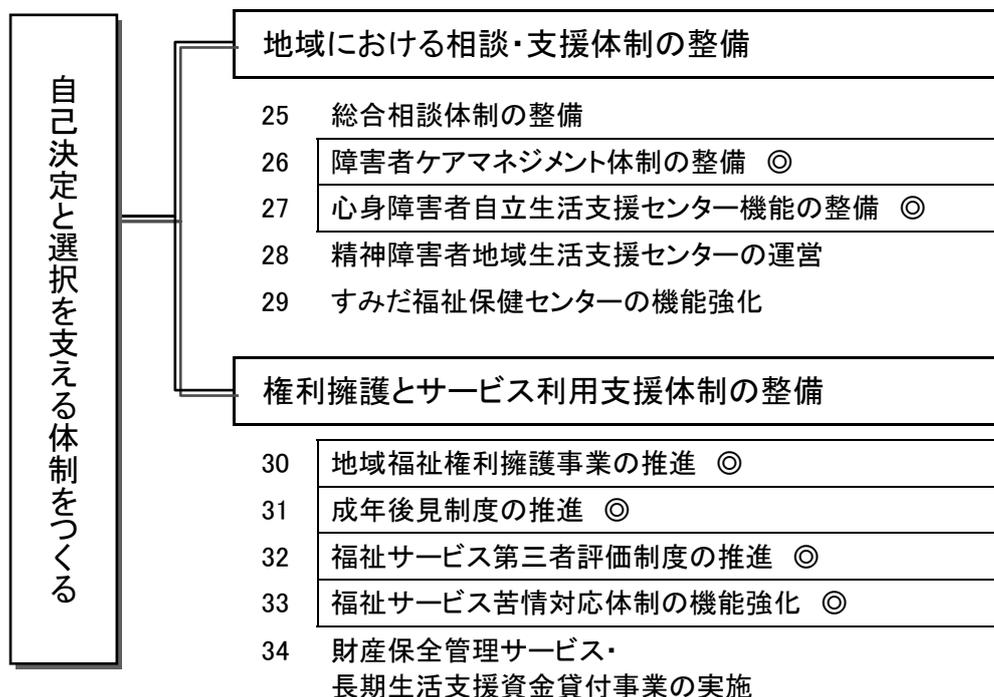
事業名	事業内容	後期目標 (平成18～22年度)
8 心身障害者(児)緊急一時介護の推進 [福祉保健部障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ●心身障害者(児)の保護者が、冠婚葬祭・病気・休養等により、障害者の介護を友人やボランティア等に依頼した場合、経費の一部を助成します。 ●自宅で保護できない場合、病院や施設で介護します。 	推進
9 精神障害者ショートステイの実施 [保健衛生担当保健計画課・向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅の精神障害者で、一時的に家族等の事情により介助等ができない場合や本人が必要とする場合に、短期間施設で預かるショートステイを実施します。 	充実
10 高次脳機能障害の家族への支援 [保健衛生担当保健計画課・向島・本所保健センター、福祉保健部障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ●交通事故等で脳機能に障害を受けることによって起こる高次脳機能障害について、区民や企業等に理解の推進を図ります。 ●高次脳機能障害の人の地域での自立生活を支援するため、保健サービスや障害者福祉に準じた福祉サービスのあり方について検討・実施します。 	検討・実施
11 重度心身障害者入浴サービスの実施 [福祉保健部障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭または公衆浴場での入浴が困難な重度心身障害者に対して、月3回(7～9月は月4回)、自宅に巡回入浴車を派遣して入浴サービスを実施します。 	充実
12 重度心身障害者(児)紙おむつ等支給・おむつ代助成の実施 [福祉保健部障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ●3歳以上の在宅重度心身障害者(児)でおむつが必要な人に対し、紙おむつを支給します。病院指定のおむつを使用している場合にはおむつ代を支給します。 	充実
13 寝たきり重度心身障害者(児)寝具洗たく乾燥助成の実施 [福祉保健部障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ●寝たきりの重度心身障害者(児)で、家庭で布団の洗たく乾燥が困難な人に対し、寝具洗たく乾燥サービスを実施します。 	充実
14 心身障害者理美容サービスの実施 [福祉保健部障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ●美容院や美容院に出向くことが困難な心身障害者等に対し、自宅に理容師または美容師を派遣する、訪問理美容サービスを実施します。 	充実
15 視覚障害者ガイドヘルプサービスの充実 [福祉保健部障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ●外出時に家族の介助を得られない視覚障害者に対し、外出時の付き添い等を行うガイドヘルパーを派遣します。 	充実
16 知的障害者ガイドヘルプサービスの充実 [福祉保健部障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ●単独での外出が困難な知的障害者に対し、外出時の付き添い等を行うガイドヘルパーを派遣し、知的障害者の社会参加と自立生活を支援します。 	充実

事業名	事業内容	後期目標 (平成 18～22 年度)
17 手話通訳者派遣の充実 [福祉保健部障害者福祉課]	●聴覚障害者及び言語障害者が通院、買い物、会合等日常生活のなかで手話通訳を必要とする場合、手話通訳者を派遣します。	充実
18 心身障害者等の実態調査の実施 [福祉保健部障害者福祉課]	●心身障害者等の実態を調査し、在宅サービスを効果的・計画的に推進するためのニーズ把握に努めます。	実施
19 ホームヘルパー(訪問介護員)等の育成支援 [福祉保健部障害者福祉課]	●障害者を介護するホームヘルパーの研修への支援を行い、ホームヘルパーの育成を支援します。	推進

■ 福祉機器・用具給付サービスの充実

事業名	事業内容	後期目標 (平成 18～22 年度)
20 重度心身障害者(児)日常生活用具等給付・貸与の充実 [福祉保健部障害者福祉課]	●重度の心身障害者(児)に対し、地域で自立した日常生活を送るために必要な機器の給付及び貸与を行います。	充実
21 難病患者等日常生活用具給付の実施 [保健衛生担当保健計画課・向島・本所保健センター、福祉保健部障害者福祉課]	●地域で生活する難病・慢性関節リウマチ患者に対し、日常生活を送るために必要な用具を給付します。	推進
22 補装具の交付・修理の実施 [福祉保健部障害者福祉課]	●身体障害者手帳所持者に対し、補装具の交付と修理を行います。	推進
23 補装具自己負担金の助成 [福祉保健部障害者福祉課]	●補装具の自己負担分について助成を行います。	推進
24 心身障害者福祉電話サービスの実施 [福祉保健部障害者福祉課]	●心身障害者のコミュニケーション及び緊急連絡の確保を図るため、低所得者に対し、福祉電話の貸与及び基本料金の助成を行います。	充実

②自己決定と選択を支える体制をつくる



◎:重点事業

施策の方向性

平成 15 年度に支援費制度が開始されたことにより、福祉サービスの利用は、障害のある人が自ら事業者や施設を選択し、契約により利用するしくみへと移行しています。利用者の自己決定・自己選択に基づく、適切なサービス利用を支援する体制づくりや、障害や高齢のため選択や意思決定が困難で、判断能力が不十分な人の権利擁護の重要性が高まっています。

区は、障害のある人が自らの生活のあり方を主体的に決定し、地域で自分らしい生活を送ることができるよう、ケアマネジメント体制を整備し、相談・支援体制の充実を図るとともに、障害のある人の権利を擁護するしくみづくりなどの推進を図っていきます。

施策展開の柱

■ 地域における相談・支援体制の整備

区の相談窓口の充実に加え、心身障害者自立生活支援センター機能の整備、精神障害者地域生活支援センターの運営支援を行い、障害の種別にかかわらず、障害のある人やその家族からの相談に応じてサービス情報等の提供や支援を行う体制づくりを進めます。

また、障害のある人自身の自己決定や選択に基づくサービス利用計画の作成により、福祉・保健・医療・就労などさまざまな支援を、個々の障害の特性や必要性に応じて総合的・継続的に行うケアマネジメント体制を整備していきます。

■ 権利擁護とサービス利用支援体制の整備

すみだ福祉サービス権利擁護センター等と連携し、判断能力が不十分な人が必要なサービスを適切に利用できるよう支援するとともに、必要に応じて成年後見制度の活用を図っていきます。今後は、虐待の防止を視野に入れ、障害のある人の権利を擁護するしくみを充実します。

また、サービス提供事業者が提供するサービス内容等に関する評価制度や、サービス提供事業者の情報開示を推進するとともに、サービスに対する苦情対応体制の充実を図り、サービスの質の向上にむけた取り組みを進めます。

事業計画

■ 地域における相談・支援体制の整備

事業名	事業内容	後期目標 (平成 18～22 年度)
25 総合相談体制の整備 [福祉保健部障害者福祉課]	● 障害の種別にかかわらず、障害者やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行う、総合相談体制の整備を図ります。	充実
26 障害者ケアマネジメント体制の整備 [福祉保健部障害者福祉課]	● 障害者自身の意向に基づく地域生活を実現するために、個々の障害や必要性に応じた、適切な支給決定と計画的なサービス利用を図るケアマネジメント体制を整備します。	充実

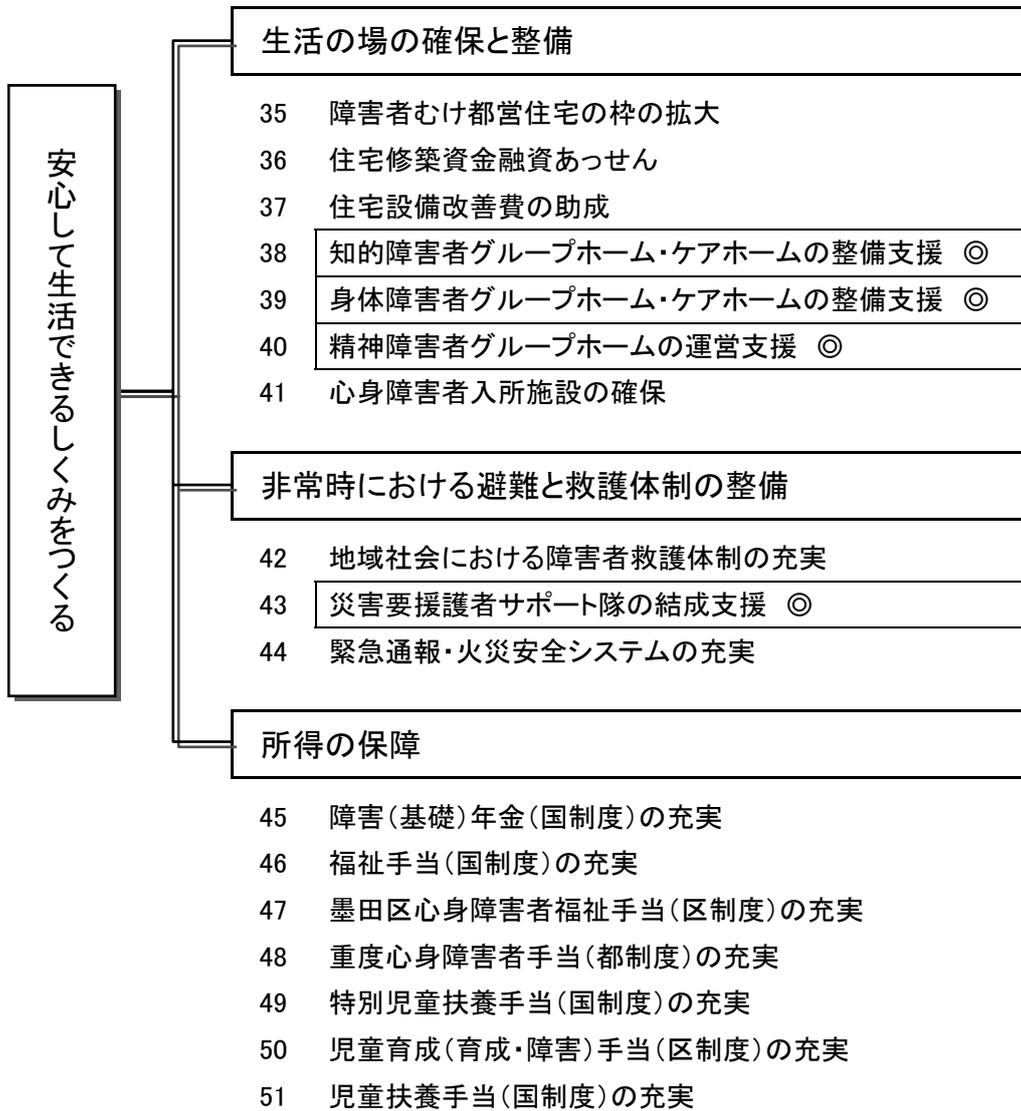
事業名	事業内容	後期目標 (平成 18～22 年度)
27 心身障害者自立生活支援センター機能の整備 [福祉保健部障害者福祉課]	● 在宅の心身障害者に対し、在宅福祉サービスの利用支援、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報の提供等を総合的に行い、障害者やその家族の地域における自立生活を支援する心身障害者自立生活支援センター機能を整備します。	推進
28 精神障害者地域生活支援センターの運営 [保健衛生担当保健計画課]	● 精神障害者の日常生活技術習得の支援、相談、交流の場、生活情報の提供などを行う精神障害者地域生活支援センターの機能の充実を図るため、センターの運営支援を行い、精神障害者の地域での自立生活を支援します。	充実
29 すみだ福祉保健センターの機能強化 [福祉保健部厚生・児童課]	● 一人ひとりの障害に応じたサービスを提供する地域の拠点施設として、すみだ福祉保健センターの機能の強化を図ります。	充実

■ 権利擁護とサービス利用支援体制の整備

事業名	事業内容	後期目標 (平成 18～22 年度)
30 地域福祉権利擁護事業の推進 [福祉保健部厚生・児童課 (社会福祉協議会)]	● 判断力が不十分であるため、自らの選択等により適切なサービスを利用することが困難な障害者等に対し、サービスの利用援助等を行います。	推進
31 成年後見制度の推進 [福祉保健部厚生・児童課 (社会福祉協議会)]	● 成年後見制度に関する相談対応や利用促進のための条件整備を行い、成年後見制度を推進する体制づくりに取り組みます。	推進
32 福祉サービス第三者評価制度の推進 [福祉保健部厚生・児童課]	● 福祉サービス提供事業者、利用者以外の第三者機関により、福祉サービスを評価・点検する制度である「福祉サービス第三者評価制度」を推進します。	充実

事業名	事業内容	後期目標 (平成 18～22 年度)
<p>33 福祉サービス苦情対応体制の機能強化</p> <p>[福祉保健部障害者福祉課・厚生・児童課(社会福祉協議会)、高齢者福祉担当高齢者福祉課・介護保険課]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● すみだ福祉サービス権利擁護センターにおける、福祉サービス利用に際しての苦情対応体制の機能強化を図ります。 ● 必要に応じて、専門家による苦情解決第三者機関「すみだ福祉サービス苦情調整委員会」が、苦情解決にむけて事業者との調整を行います。 	<p style="text-align: center;">充実</p>
<p>34 財産保全管理サービス・長期生活支援資金貸付事業の実施</p> <p>[福祉保健部厚生・児童課(社会福祉協議会)]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 知的障害者等の生活資産や財産を預かり、公共料金の支払い、入退院の手続き等の代行及び管理を行う財産保全管理サービスの充実を図ります。 ● 現金収入は少ないが、居住用の不動産をもっている障害者・高齢者等が、その資産を活用して各種のサービスを利用できる制度の活用を図ります。 	<p style="text-align: center;">充実</p>

③安心して生活できるしくみをつくる



◎:重点事業

施策の方向性

障害のある人や、その介助を担う家族の高齢化が進むなか、だれもが安心して暮らすことができる地域をつくっていくためには、どんなに障害が重い人でも生活を送ることができる場を、地域に確保していく必要があります。区内の生活ホーム（生活寮）及びグループホームは、平成13年からの5年間で6か所から13か所へと倍増しましたが、一方で、現在もグループホーム待機者がみられ、今後も引き続き、生活の場の整備を進めていくことが求められています。

個々の障害の状況に応じた多様な生活の場の確保とあわせて、非常時における避難と救護の体制を整備し、障害のある人が安心して生活できる地域づくりを推進していきます。

施策展開の柱

■ 生活の場の確保と整備

ひとりでは自立が困難な障害のある人が、住み慣れた地域での生活を維持できるよう、また、親族の加齢等で一緒に生活することが困難となった場合の生活の場を確保するため、住宅設備の改善のための支援を行うとともに、民間事業者等の誘導により、グループホーム・ケアホームなど地域に根ざした小規模な暮らしの場の整備を推進します。

また、重度の障害がある人や、精神に障害のある人など、個々のニーズに応じた地域生活を可能にするため、入所施設やグループホーム等の整備を支援していきます。

■ 非常時における避難と救護体制の整備

災害時に支援が必要である、障害のある人や高齢者等の2次避難所の積極的な確保や防災訓練などの充実を図るとともに、地域住民との助けあいによる災害時の救護システムである「災害要援護者サポート隊」の活用により、非常時における避難と救護体制の整備を図ります。

■ 所得の保障

障害のある人の経済的・精神的負担を軽減する、所得保障の基本となる年金・手当制度について、国や都、区の制度に基づく給付を行います。また、国や都に対し、年金・手当等経済的支援の拡充について引き続き働きかけていきます。

事業計画

■ 生活の場の確保と整備

事業名	事業内容	後期目標 (平成18～22年度)
35 障害者むけ都営住宅の枠の拡大 [都市計画部住宅課]	● 障害者むけ都営住宅等の枠の拡大を、機会をとらえ東京都に要望していきます。	推進
36 住宅修築資金融資あっせん [都市計画部建築指導課]	● 心身障害者のための専門室を設けたり、修繕、増改築等を行う際の資金の融資斡旋・利子の補給を行います。	充実
37 住宅設備改善費の助成 [福祉保健部障害者福祉課]	● 重度の身体障害者（児）に対し、居住する住宅の改善に要する費用の助成を行います。	充実
38 知的障害者グループホーム・ケアホームの整備支援 [福祉保健部障害者福祉課]	● 中軽度及び24時間対応が必要な重度の知的障害者の地域生活を支えるグループホームやケアホームの整備を、民間事業者等の誘導により支援します。	充実
39 身体障害者グループホーム・ケアホームの整備支援 [福祉保健部障害者福祉課]	● 重度の身体障害者の地域生活を支えるグループホームやケアホームの整備を、民間事業者等の誘導により支援します。	充実
40 精神障害者グループホームの運営支援 [保健衛生担当保健計画課・向島・本所保健センター]	● 精神障害者に共同生活を営む住居を提供し、日常生活における援助等を行うグループホームの設置運営団体に対して、運営費の助成を行います。	充実
41 心身障害者入所施設の確保 [福祉保健部障害者福祉課]	● 重度心身障害者の地域生活を促進するため、区内での入所施設の整備を支援します。	推進

■ 非常時における避難と救護体制の整備

事業名	事業内容	後期目標 (平成18～22年度)
42 地域社会における障害者救護体制の充実 [危機管理担当防災課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 概ね5年に1度実施される避難場所指定の見直しにあわせ、身近なところに避難場所を確保します。 ● 障害者、高齢者等、災害時に支援が必要な人の2次避難所を積極的に確保します。 ● 災害時医療救護活動マニュアルに基づき、救護体制の充実を図ります。 ● 区民防災訓練や地域防災活動拠点会議等を通じ、災害時に支援が必要な人の救護体制の充実を図ります。 	充実
43 災害要援護者サポート隊の結成支援 [危機管理担当防災課、福祉保健部障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民の助けあいにより、災害時に援護が必要な人の手助けをする「災害要援護者サポート隊」を各町会に結成し、住民の助けあいシステムを通じて、障害者や高齢者等の災害時の安全確保を図ります。 	充実
44 緊急通報・火災安全システムの充実 [福祉保健部障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ● ひとり暮らしの重度身体障害者が急病時等の緊急事態に陥った際に、家庭内に設置した発信機により消防庁に通報できるようにします。 	充実

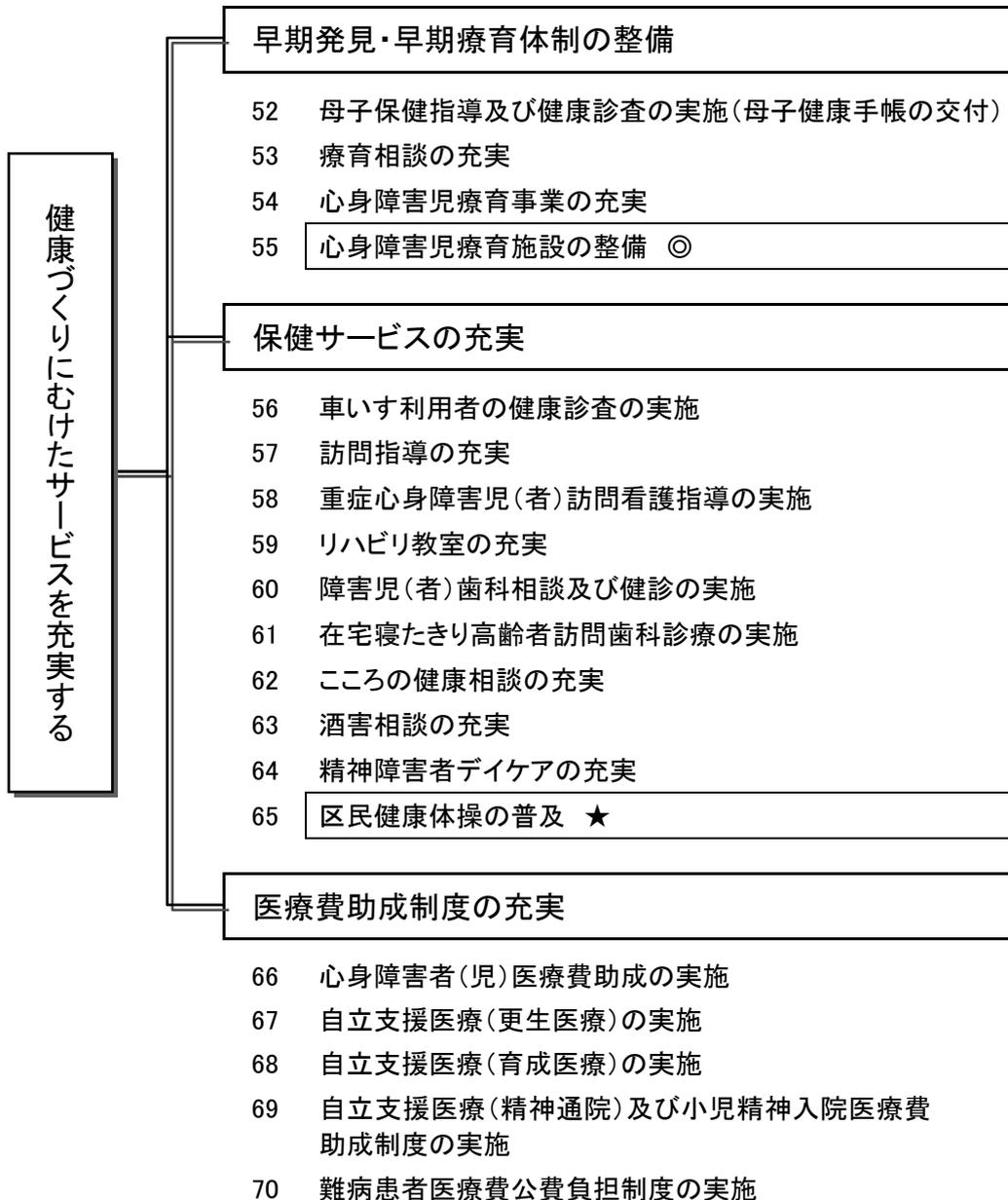
■ 所得の保障

事業名	事業内容	後期目標 (平成18～22年度)
45 障害(基礎)年金(国制度)の充実 [区民部国保年金課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害基礎年金の支給を行います。 ● 全国都市国民年金協議会や東京都国民年金協議会を通じて、給付水準の向上を国に要望していきます。 	充実
46 福祉手当(国制度)の充実 [福祉保健部障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 精神または身体に特に重度の障害があるため、常時介護が必要な20歳以上の人に特別障害者手当を支給します。 ● 精神または身体に重度の障害があるため、常時介護が必要な20歳未満の児童に障害児福祉手当を支給します。 ● 従来の福祉手当(昭和61年廃止)を受給していた20歳以上の重度障害者で、特別障害者手当・障害基礎年金のいずれも受給していない人に経過的に福祉手当を支給します。 	充実

事業名	事業内容	後期目標 (平成18～22年度)
47 墨田区心身障害者福祉手当 (区制度)の充実 [福祉保健部障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅の心身障害者に対し、墨田区心身障害者福祉手当を支給します。 	充実
48 重度心身障害者手当(都制度) の充実 [福祉保健部障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 心身に特に重度の障害があるため、常時複雑な介護が必要な障害者に対し、重度心身障害者手当を支給します。 	充実
49 特別児童扶養手当(国制度)の 充実 [福祉保健部厚生・児童課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 20歳未満の障害児を養育している人に対し、特別児童扶養手当を支給します。 	充実
50 児童育成(育成・障害)手当 (区制度)の充実 [福祉保健部厚生・児童課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 父または母に重度の障害があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している人に対し、育成手当を支給します。 ● 20歳未満の障害児を扶養している人に対し、障害手当を支給します。 	充実
51 児童扶養手当(国制度)の充実 [福祉保健部厚生・児童課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 父に重度の障害があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している人に対し、児童扶養手当を支給します。 	充実

(2) 健やかな成長と健康づくりを支援する

① 健康づくりにむけたサービスを充実する



◎:重点事業

★:新規事業

施策の方向性

自立生活の基盤となる、心身の健康づくりを支援していくためには、障害・疾病の早期発見・早期療育、リハビリテーションなどの保健・医療サービスが、一貫して提供されることが必要です。

区は、保健センターや医療機関等との連携のもと、障害・疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、すみだ福祉保健センター内にある心身障害児の療育施設である「みつばち園」を中心とした療育体制の整備拡充を図り、障害のある子どもたちの発達を支援していきます。

また、保健サービスの充実と必要な医療費の助成により、年齢や障害の状況に応じて、だれもが健康の維持、機能回復・保持に取り組めるよう支援します。

施策展開の柱

■ 早期発見・早期療育体制の整備

母子訪問指導や乳幼児健康診査等を通じて障害の早期発見・早期対応に努めるとともに、身近な地域で療育相談や療育指導が受けられる体制を強化し、適切な療育支援を行っていきます。

■ 保健サービスの充実

各種の保健サービスの提供を通じ、障害のある人の健康管理を推進するとともに、地域生活を続けていくために必要なリハビリテーション等の実施に取り組みます。

■ 医療費助成制度の充実

国や東京都と連携して、障害のある人の医療費の負担を軽減するための医療費助成を行います。

事業計画

■ 早期発見・早期療育体制の整備

事業名	事業内容	後期目標 (平成18～22年度)
52 母子保健指導及び健康診査の実施(母子健康手帳の交付) [保健衛生担当向島・本所保健センター]	● 母子健康手帳を交付し、妊産婦、新生児、低出生体重児を対象にした訪問指導及び健康診査(妊産婦、乳児、1歳6か月児、3歳児)の充実を図ります。	充実
53 療育相談の充実 [保健衛生担当向島・本所保健センター]	● 健康診査で身体の機能に障害の疑いがあると判定された乳幼児に対し、整形外科医師による検診を行い、治療が必要と認められた場合は、専門の医療機関で治療を受けるよう勧奨します。	充実
54 心身障害児療育事業の充実 [福祉保健部障害者福祉課(すみだ福祉保健センター)]	● すみだ福祉保健センター内「みつばち園」において、就学前の心身障害児を対象に、療育相談指導、通園、巡回相談指導等を通じた、日常生活の基本動作訓練、集団生活への適応訓練を行います。	充実
55 心身障害児療育施設の整備 [福祉保健部障害者福祉課・厚生・児童課]	● 就学前の心身障害児に対し、日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練を行い、自立した地域生活を支援するための施設を整備します。	推進

■ 保健サービスの充実

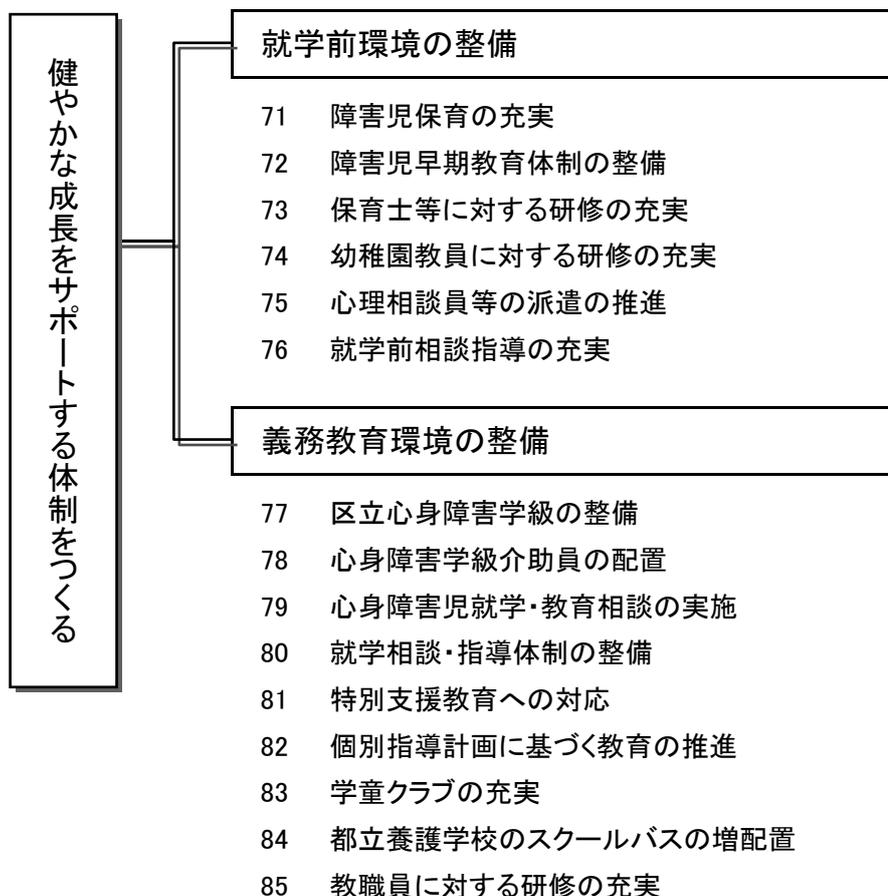
事業名	事業内容	後期目標 (平成18～22年度)
56 車いす利用者の健康診査の実施 [保健衛生担当保健計画課]	● 常時、車いすを利用している肢体不自由者に対して、健康診査を実施します。	充実
57 訪問指導の充実 [保健衛生担当向島・本所保健センター]	● 在宅療養中の障害者等を、保健師・看護師・理学療法士等が訪問し、本人及びその家族の状況等に応じた指導を行います。	充実
58 重症心身障害児(者)訪問看護指導の実施 [保健衛生担当向島・本所保健センター]	● 重症心身障害児(者)の健康保持と安定した家庭療育を確保するため、東京都と連携し、看護師等の訪問による日常生活上の看護等を行います。	充実

事業名	事業内容	後期目標 (平成 18～22 年度)
59 リハビリ教室の充実 [保健衛生担当向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅療養者の日常生活における自立や生活の場の拡大をめざし、各地域でリハビリ教室を実施します。 ●在宅療養者の社会参加を促進するため、リハビリ教室を通じた自主グループの育成を進めます。 	充実
60 障害児(者)歯科相談及び健診の実施 [保健衛生担当保健計画課]	<ul style="list-style-type: none"> ●すみだ福祉保健センター内「ひかり歯科相談室」において、心身障害児及びその家族を対象に、口腔機能の健康維持に必要な助言指導を行います。 	充実
61 在宅寝たきり高齢者訪問歯科診療の実施 [保健衛生担当保健計画課]	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅寝たきり高齢者の歯科疾患の予防と早期治療を行い、口腔内の健康維持を図るため、訪問歯科診療を行います。 	充実
62 こころの健康相談の充実 [保健衛生担当向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> ●保健センターにおける精神科専門医等による相談や、保健師による相談・訪問指導により、精神保健全般に関するこころの健康相談を行います。 	充実
63 酒害相談の充実 [保健衛生担当向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> ●アルコールの害に悩む人とその家族及び関係者に対し、アルコール依存の再発防止と断酒指導及び社会復帰のための援助を行い、酒害予防の普及・啓発を図ります。 	充実
64 精神障害者デイケアの充実 [保健衛生担当向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> ●回復途上にある精神障害者に対して、社会適応の促進を図るため、レクリエーションや話しあいなどを通じて、集団での日常生活の支援を行います。 	充実
65 区民健康体操の普及 ★ [保健衛生担当向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> ●区民に運動習慣を身につけてもらうために、だれでも気軽に参加できる健康体操の普及を図ります。 	実施

■ 医療費助成制度の充実

事業名	事業内容	後期目標 (平成 18～22 年度)
66 心身障害者(児)医療費助成の実施 [福祉保健部障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳1～2級(内部障害は3級)、愛の手帳1～2度の人を対象に、医療費自己負担分の一部助成を行います。 	充実
67 自立支援医療(更生医療)の実施 [福祉保健部障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳をもつ18歳以上の人が、その障害の軽減や進行を防ぐために行う医療費の自己負担分を助成します。 (※老人医療費助成対象者を除く) 	充実
68 自立支援医療(育成医療)の実施 [保健衛生担当保健計画課]	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害児を対象とする東京都育成医療費助成申請書の受理及び相談を行います。 	充実
69 自立支援医療(精神通院)及び小児精神入院医療費助成制度の実施 [保健衛生担当向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> ●通院医療費、小児精神入院医療費の助成申請の受理及び相談を行います。 	充実
70 難病患者医療費公費負担制度の実施 [保健衛生担当向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> ●特殊疾病医療費・スモン手術費の助成申請書の受理及び相談を行います。 	充実

②健やかな成長をサポートする体制をつくる



施策の方向性

すべての子どもが健やかに成長し、ともに学び、成長していける地域づくりを進めるため、区はこれまで、療育体制の整備や保育園・幼稚園での障害児の受け入れを推進し、障害児の保育・早期教育の充実に努めてきました。また、学齢期においては、就学相談を通じて「一人ひとりの児童・生徒の障害に応じた適切な学びの場への就学」（適正就学）を進めてきました。

今後とも、適正な就学を推進するとともに、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育推進体制の整備、障害のある子どもの就学前及び義務教育の環境の整備を図るなど、すべての子どもが健やかに育つことができる環境づくりを進めていきます。

施策展開の柱

■ 就学前環境の整備

発達障害のある子どもなど、個別化・多様化する保育や教育のニーズに対応するため、障害児の保育・早期教育体制の整備を推進します。また、それぞれの障害や発達の状況に応じて適切な教育の機会が選択できるよう、就学前の障害児をもつ保護者を対象とした就学前相談指導の充実を図ります。

■ 義務教育環境の整備

心身障害学級等の学びの場を適切に設定していくとともに、就学相談、教育相談の充実を図ります。また、従来の心身障害教育の対象の障害に加えて、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症・アスペルガー症候群等、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒を支援するための特別支援教育推進体制の整備を進め、一人ひとりの障害児の個性や能力に応じた個別指導計画に基づく教育を推進していきます。

事業計画

■ 就学前環境の整備

事業名	事業内容	後期目標 (平成18～22年度)
71 障害児保育の充実 [福祉保健部子育て支援課]	● 保育園における障害児保育の充実を図るため、障害児3名につき1名の正規保育士を配置し、重度認定障害児には非常勤保育士1名を配置します。	充実
72 障害児早期教育体制の整備 [教育委員会学務課、 総務部総務課]	● 軽度障害児の幼稚園受け入れを充実するとともに、介助員を配置し、早期教育を実施します。 ● 心身障害児を受け入れている区内の私立幼稚園設置者に対し、心身障害児教育事業に要する経費を児童数に応じて助成します。	推進
73 保育士等に対する研修の充実 [福祉保健部子育て支援課]	● 保育園における障害児保育の充実を図るため、保育士等に対する研修の充実を図り、その資質の向上に努めます。	充実

事業名	事業内容	後期目標 (平成 18～22 年度)
74 幼稚園教員に対する研修の充実 [教育委員会指導室]	● 区立幼稚園教育研究会等を通じ、障害や発達課題のある幼児の理解、保育方法に関する教員の研修を行い、その資質の向上に努めます。	充実
75 心理相談員等の派遣の推進 [福祉保健部子育て支援課]	● 心理相談員による保育園への巡回指導・相談を実施し、障害児保育指導の充実を図ります。	充実
76 就学前相談指導の充実 [教育委員会学務課]	● すみだ福祉保健センター利用者及び公私立保育園・幼稚園に在籍中の障害児の保護者を対象に、就学相談説明会、心身障害学級説明会を実施します。	充実

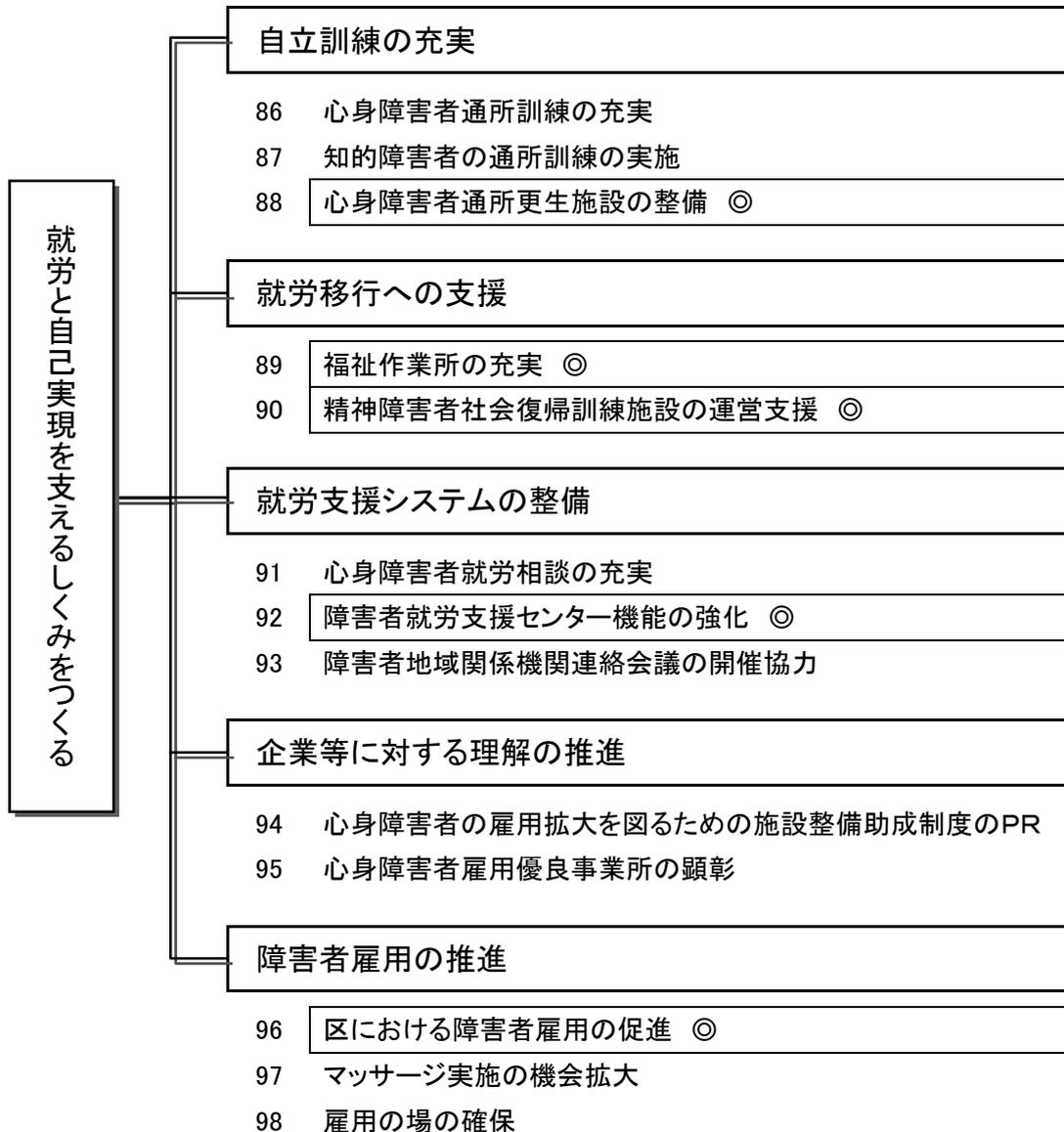
■ 義務教育環境の整備

事業名	事業内容	後期目標 (平成 18～22 年度)
77 区立心身障害学級の整備 [教育委員会学務課]	● 心身障害（知的障害）学級、難聴の通級指導学級、言語障害の通級指導学級、情緒障害の通級指導学級を設置し、都立盲・ろう・養護学校と連携しながら、一人ひとりの障害に応じた教育の充実を図ります。	充実
78 心身障害学級介助員の配置 [教育委員会庶務課]	● 心身障害学級における適切な教育を推進するため、心身障害学級を設置している区立学校に非常勤職員として介助員を配置します。	充実
79 心身障害児就学・教育相談の実施 [教育委員会学務課]	● 一人ひとりの児童・生徒の障害や能力に応じ、もっとも適切な学びの場が確保されるよう、就学相談の充実に努めます。 ● 就学児童・生徒に対する相談機能の充実を図ります。 ● 心身障害学級及び通級指導学級の教育の特性についての啓発を図り、指導が必要な児童・生徒の早期対応に努めます。	充実
80 就学相談・指導体制の整備 [教育委員会学務課]	● 医師・専門家等で構成される就学相談委員会の開催により、就学相談・指導体制の整備を図るとともに、機能の充実を図ります。	充実
81 特別支援教育への対応 [教育委員会学務課・指導室]	● LD、ADHD、高機能自閉症等も含めた、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うための、学校及び地域における教育推進体制を整備します。	充実

事業名	事業内容	後期目標 (平成 18～22 年度)
82 個別指導計画に基づく教育の推進 [教育委員会指導室]	<ul style="list-style-type: none"> ● 一人ひとりの児童・生徒の障害や能力に応じた個別指導計画を作成し、家庭や専門機関と連携しながら、それぞれの障害の程度や特性に応じた教育を推進します。 	推進
83 学童クラブの充実 [福祉保健部厚生・児童課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 学童クラブ利用の障害児のうち、特に介助が必要な人に、臨時職員を配置します。 ● 障害児を受け入れている学童クラブに心理相談員を派遣し、対応職員の指導、保護者へのアドバイスを行い、学童クラブへの障害児受け入れの充実を図ります。 	充実
84 都立養護学校のスクールバスの増配置 [教育委員会学務課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 墨田養護学校のスクールバスの増配置を東京都に要望していきます。 	継続
85 教職員に対する研修の充実 [教育委員会指導室]	<ul style="list-style-type: none"> ● 事例研究、講演会、施設見学、実技研修等、教職員に対する心身障害教育理解のための各種研修の充実を図ります。 	充実

(3) 社会参画と自己実現を支援する

① 就労と自己実現を支えるしくみをつくる



◎: 重点事業

施策の方向性

障害のある人の就労の場・日中活動の場を確保していくことは、地域における自立生活、自己実現や社会参加のための基本的要件です。しかしながら、障害のある人が必ずしも希望に応じて働けていない現状から、平成17年に成立した障害者自立支援法では、障害のある人が企業等で働けるよう支援を強化することとしています。

区においては、養護学校等の卒業生の訓練や日中活動の場として、福祉作業所の充実を図っており、平成16年に「墨田さんさんプラザ」を整備するとともに、重度心身障害者施設である肢体不自由児(者)通所訓練所を拡充しました。また、平成17年6月には障害者就労支援センターを開設し、就労を希望する障害のある人への就労支援を行っています。

今後は、障害者就労支援センターの機能を強化し、企業等への就労移行への支援を推進していくとともに、更生施設や授産施設など現行の施設体系（事業番号86～90、92）を障害者自立支援法に基づく新たな施設体系に再編し、障害の特性に応じた支援の充実を図り、障害のある人の地域における自立と社会参加をさらに進めていきます。

施策展開の柱

■ 自立訓練の充実

在学中の心身障害児や重度の知的障害のある人等に対し、個々の状況に応じて、通所により日常生活訓練・機能訓練等の自立訓練の機会を提供する事業の充実を図ります。また、社会福祉法人、民間事業者等との協働により、区内に心身障害者通所更生施設の整備を図ります。

■ 就労移行への支援

障害のある人が、自立した生活を送ることができるよう支援を行う福祉作業所等の事業の充実を図っていきます。今後はさらに「働きたい」意欲をもつ障害のある人を就労につなげていくため、障害者就労支援センター等との連携により、一人ひとりの希望にあわせた個別支援プログラムに基づく訓練や実習等の支援を拡充していきます。

■ 就労支援システムの整備

意欲や能力のある障害のある人が企業等で働くことができるよう、障害者就労支援センターの機能を強化します。ハローワークとの連携による、福祉作業所等の福祉施設から企業等への就労移行支援体制の確立を図り、就職にむけた訓練から就職後のフォローアップまで連続した支援を積極的に展開していきます。

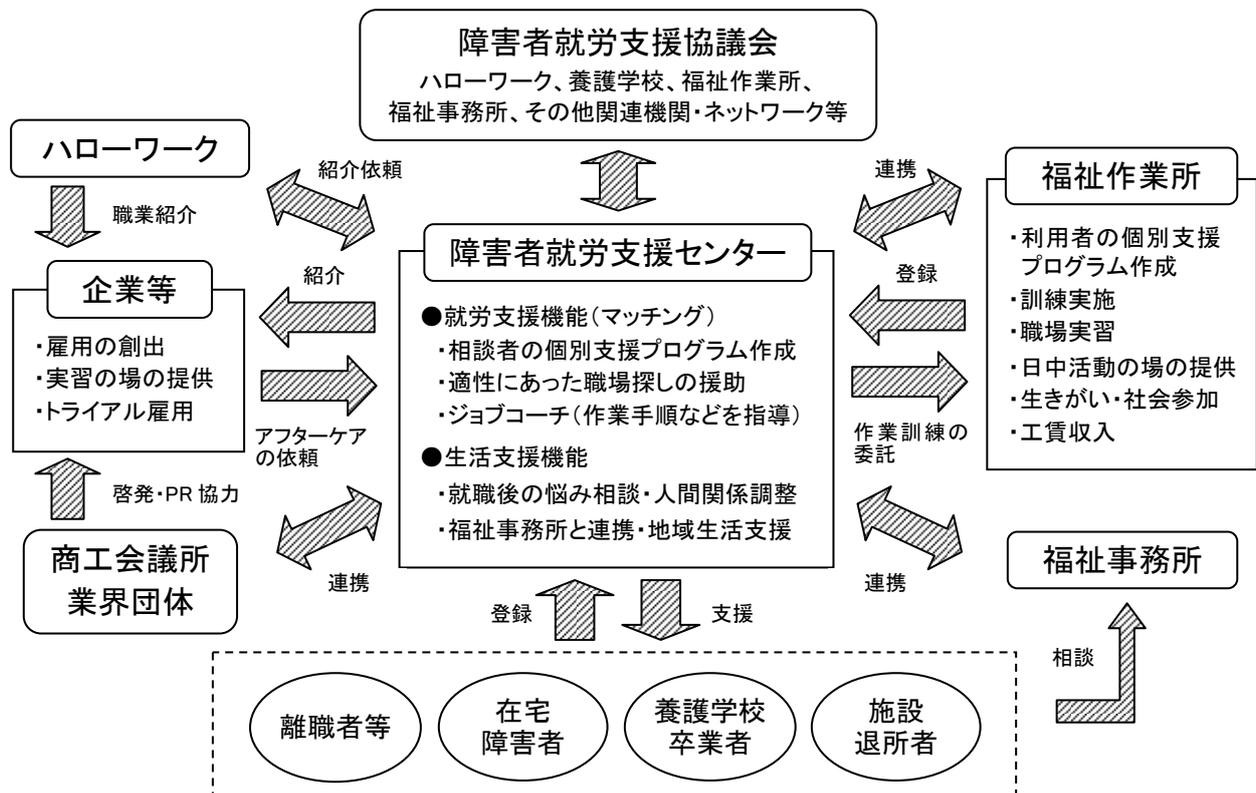
■ 企業等に対する理解の推進

企業に対し、障害者雇用への理解を求めるとともに、各種助成制度のPR等を行い、障害のある人の雇用拡大、障害のある人のための労働環境の整備を働きかけていきます。

■ 障害者雇用の推進

区では、特別区で統一して実施している身体障害のある人を対象とした採用選考に基づき、区職員の採用を行っています。平成17年6月1日現在における障害者雇用率は2.97%と、法定雇用率である2.1%を上回っており、今後とも、区における障害のある人の雇用促進を図ります。

墨田区障害者就労支援システム



事業計画

■ 自立訓練の充実

事業名	事業内容	後期目標 (平成 18～22 年度)
86 心身障害者通所訓練の充実 [福祉保健部障害者福祉課]	● 在宅心身障害者（児）を対象として、民間団体が運営する通所訓練所に対し、運営費の一部を助成します。	充実
87 知的障害者の通所訓練の実施 [福祉保健部障害者福祉課]	● 知的障害者の自立した生活を支援するため、すみだ福祉保健センター内「はばたき福祉園」において、重度の知的障害者を対象に、通所により地域生活に必要な訓練を実施します。	充実
88 心身障害者通所更生施設の整備 [福祉保健部障害者福祉課・厚生・児童課]	● 重度の心身障害者の自立した生活を支援するため、通所により地域生活に必要な訓練を行う施設を整備します。	推進

■ 就労移行への支援

事業名	事業内容	後期目標 (平成 18～22 年度)
89 福祉作業所の充実 [福祉保健部障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 心身に障害のある人に、障害の状況にあわせた仕事を提供するとともに、意欲や能力のある人を就労につなげていくため、障害者就労支援センター等との連携により訓練や実習等の支援を拡充します。 ● 在宅心身障害者（児）を対象として、民間団体が運営する福祉作業所に対し、運営費の一部を助成します。 ● 今後の施設整備については、利用者の動向及び障害者自立支援法を踏まえた既存施設の再編の中で検討します。 	充実
90 精神障害者社会復帰訓練施設の運営支援 [保健衛生担当保健計画課・向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> ● 精神障害者に作業訓練や生活訓練等の社会適応訓練を行う、民間団体が運営する施設に対し、運営費の助成を行います。 ● 通所者の社会復帰及び就労するまでの過渡的な役割を担う拠点として、充実を図ります。 	充実

■ 就労支援システムの整備

事業名	事業内容	後期目標 (平成 18～22 年度)
91 心身障害者就労相談の充実 [福祉保健部障害者福祉課]	● 就労にむけての各種相談に応じ、公共職業安定所等関係機関と連携し、必要な助言や支援を行います。	充実
92 障害者就労支援センター機能の強化 [福祉保健部障害者福祉課]	● 障害者が安心して企業等での就労にチャレンジし、一方、事業者も安心して障害者を雇用することができるよう、就労面の支援と生活面の支援とを一体的に提供する障害者就労支援センターの機能を強化します。 ● 障害者の就労促進及び職業生活の継続を図るため、適性と能力に応じた就労支援、福祉作業所等から企業等への就労移行への支援などを行う就労支援相談員による支援の充実を図ります。	充実
93 障害者地域関係機関連絡会議の開催協力 [福祉保健部障害者福祉課]	● 墨田公共職業安定所の主催する「地域関係機関連絡会議」へ出席し、障害者の雇用に関する情報交換を図ります。	充実

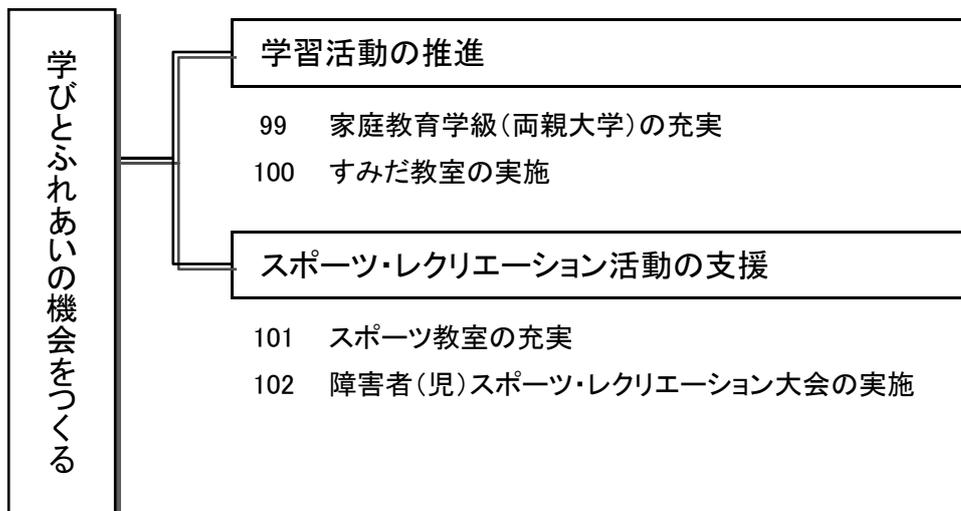
■ 企業等に対する理解の推進

事業名	事業内容	後期目標 (平成 18～22 年度)
94 心身障害者の雇用拡大を図るための施設整備助成制度のPR [福祉保健部障害者福祉課]	● 「区のお知らせ」や「産業振興事業ガイド」を通じて、障害者を継続的に雇用するために必要な施設の整備を助成する制度のPRを実施します。	充実
95 心身障害者雇用優良事業所の顕彰 [福祉保健部障害者福祉課]	● 心身障害者の雇用に深い理解を有し、顕著な実績のある事業所に感謝状を贈呈し、その実績を周知することにより、区内事業所への心身障害者雇用の促進を図ります。	充実

■ 障害者雇用の推進

事業名	事業内容	後期目標 (平成 18～22 年度)
96 区における障害者雇用の促進 [総務部職員課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者を対象とした採用選考に基づき、区職員の採用を行います。 	推進
97 マッサージ実施の機会拡大 [高齢者福祉担当高齢者福祉課、保健衛生担当保健計画課]	<ul style="list-style-type: none"> ● マッサージ師の資質向上と就労機会拡大を図るため、鍼灸マッサージ師会が主催する学術講習会に講師を派遣します。 ● 地区会館長寿室等の利用者に対して、マッサージ施術を実施します。 ● 要介護3以上の高齢者を在宅で介護している人に対し、慰労サービスとして、マッサージ券等を給付します。 	充実
98 雇用の場の確保 [福祉保健部障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 区の施設内に、墨田区障害者団体連合会が運営する自動販売機を設置します。 ● 区内の社会福祉法人または障害者、その保護者の団体等が運営する福祉喫茶の運営費の一部を補助し、障害者の雇用の場の確保と障害者と区民との交流の促進を図ります。 	充実

②学びとふれあいの機会をつくる



施策の方向性

パラリンピック、スペシャルオリンピックス（知的障害のある人の国際スポーツ大会）の開催など、障害のある人のスポーツに対する社会的な関心が高まっているなか、障害のある人がいきいきと参加できる、スポーツやレクリエーション、学習などの多様な社会活動の場は、自己実現と社会参加を促進するために欠かせないものとなっています。

区は、学習活動やスポーツ・レクリエーション活動の場の提供を通じ、障害のある人相互の交流や区民とのふれあいの機会を積極的につくり、障害のある人の社会参加と生きがいを支援します。

施策展開の柱

■ 学習活動の推進

障害のある人が、生涯にわたって学習する機会をもてるよう、多様な学習活動の場の提供を推進していきます。

■ スポーツ・レクリエーション活動の支援

障害のある人がスポーツ・レクリエーション活動等の社会活動に積極的に参加できるよう、スポーツの機会の確保・拡大に努めます。

事業計画

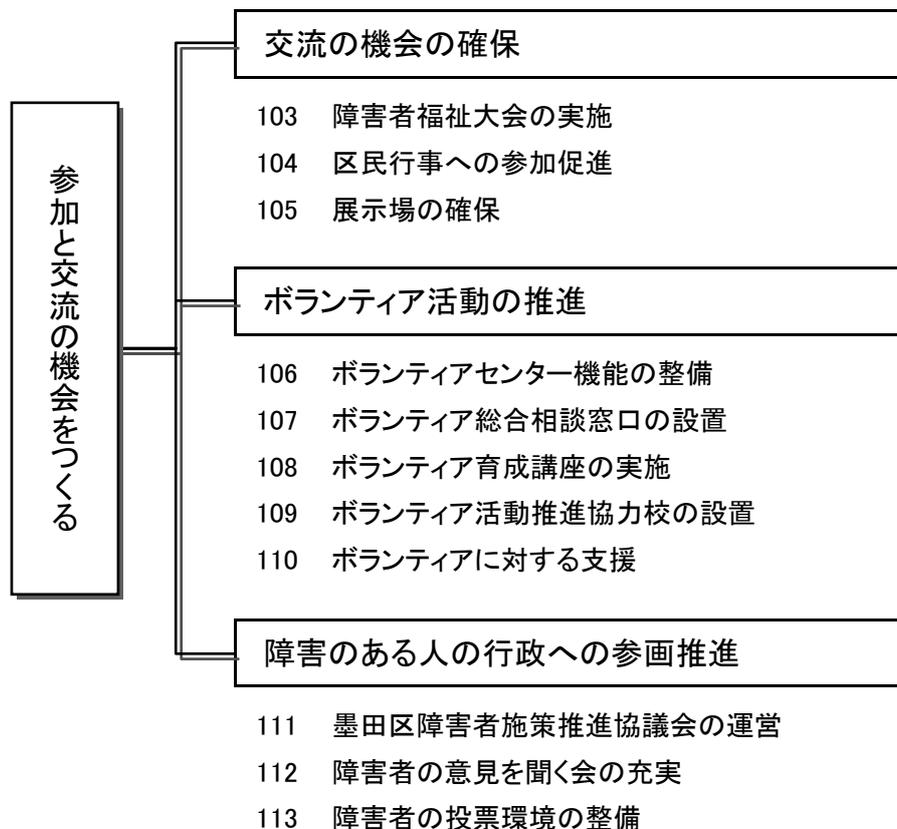
■ 学習活動の推進

事業名	事業内容	後期目標 (平成 18～22 年度)
99 家庭教育学級(両親大学)の 充実 [教育委員会生涯学習課]	● 障害者団体等が、自主的に開催する家庭教育学級(両親大学)を積極的に支援していきます。	充実
100 すみだ教室の実施 [教育委員会生涯学習課]	● 区内在住在勤の知的障害者(養護学校、中学校心身障害学級卒業生)を対象に、学習・スポーツ・レクリエーションのための教室を開催します。	充実

■ スポーツ・レクリエーション活動の支援

事業名	事業内容	後期目標 (平成 18～22 年度)
101 スポーツ教室の充実 [教育委員会スポーツ振興課]	● 障害者に多様なスポーツの機会を提供します。	充実
102 障害者(児)スポーツ・レクリエーション大会の実施 [教育委員会スポーツ振興課]	● 障害者の社会参加と交流の場として、年1回、障害者(児)スポーツ・レクリエーション大会を開催します。	充実

③参加と交流の機会をつくる



施策の方向性

障害のある・なしにかかわりなく、だれもが社会の一員としてともに生活できる社会を実現するためには、障害のある人となない人との交流やふれあいの促進を図り、相互の理解を深めていくことが重要です。

区は、障害のある人となない人との交流の機会の確保や、ボランティア活動の推進を図り、支えあい・思いやりあふれる地域づくりを進めるとともに、障害のある人の行政への参画を推進し、すべての人が社会の一員として、積極的に地域社会に参加できるしくみの整備に取り組んでいきます。

施策展開の柱

■ 交流の機会の確保

障害のある人が、社会とのかかわりを広げていくことができるよう、イベント等の開催を通じて、地域における交流の場を確保します。

■ ボランティア活動の推進

区民のボランティアへの意欲を活動につなげていくために、身近な地域でのボランティア相談などを通じた普及・啓発を図ります。

また、ボランティアセンター機能の充実を図り、必要な情報提供、担い手の発掘・育成、担い手と受け手を結びつけるコーディネート体制を整備するなど、ボランティア活動への参加をしやすくする条件整備に努めます。

■ 障害のある人の行政への参画推進

障害のある人自身の意見・要望を障害者施策に反映させるため、行政への参画の機会の確保を積極的に推進します。

事業計画

■ 交流の機会の確保

事業名	事業内容	後期目標 (平成 18～22 年度)
103 障害者福祉大会の実施 [福祉保健部障害者福祉課]	● 障害者及びその家族が交流し、地域の人々との相互理解を図る機会として、年1回、障害者福祉大会を開催します。	充実
104 区民行事への参加促進 [福祉保健部障害者福祉課]	● すみだまつりで障害者コーナーを運営し、障害者団体の手作り品等を販売します。 ● 隅田川花火大会の際に、障害者と介護者に、桜橋デッキスクエアを開放します。	推進
105 展示場の確保 [福祉保健部厚生・児童課 (社会福祉協議会)]	● ボランティアセンター内3階の展示場(ショーウィンドウ)に、ボランティアグループや障害者団体の作品等を常時展示します。	充実

■ ボランティア活動の推進

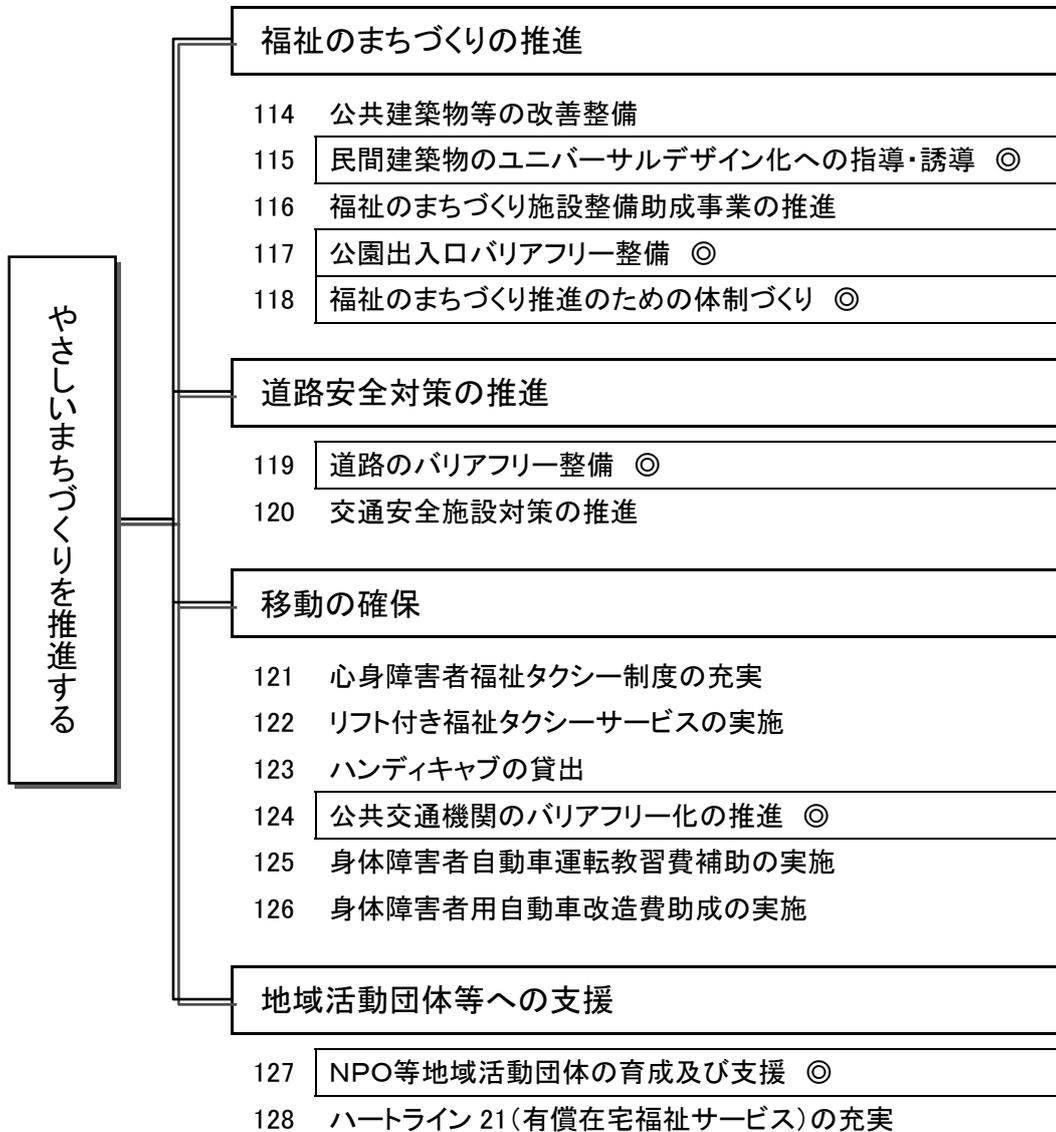
事業名	事業内容	後期目標 (平成 18～22 年度)
106 ボランティアセンター機能の整備 [福祉保健部厚生・児童課 (すみだボランティアセンター)]	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種ボランティアの育成、相談、情報提供など、区民が利用しやすいボランティアセンターづくりに取り組みます。 ● 南部地区にボランティアセンター機能を整備し、事業充実にむけた展開を図ります。 	<p style="text-align: center;">充実</p>
107 ボランティア総合相談窓口の設置 [福祉保健部厚生・児童課 (すみだボランティアセンター)]	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア活動を多くの区民に浸透させていくため、ボランティア総合相談窓口を設置し、容易にボランティア情報の入手・相談ができるための体制を確保します。 	<p style="text-align: center;">充実</p>
108 ボランティア育成講座の実施 [教育委員会あずま図書館、福祉保健部厚生・児童課 (すみだボランティアセンター)]	<ul style="list-style-type: none"> ● 視覚障害者への図書館サービスを充実するため、音訳者、写本者、点訳者等を養成する講座を開催します。 ● ボランティア講座やボランティア講習会等の開催を支援し、区民ボランティアの育成を図ります。 	<p style="text-align: center;">充実</p>
109 ボランティア活動推進協力校の設置 [教育委員会指導室、福祉保健部厚生・児童課 (すみだボランティアセンター)]	<ul style="list-style-type: none"> ● 特色ある学校づくりを推進するなかで、必要に応じ、ボランティア活動推進協力校を設置し、区内の小・中学校で、ボランティア活動を積極的に推進します。 	<p style="text-align: center;">推進</p>
110 ボランティアに対する支援 [総務部総務課、教育委員会あずま図書館、福祉保健部障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア活動をサポートするため、墨田区ボランティア保険制度を設け、区が保険料を負担します。 ● 対面朗読、録音図書、点字図書、拡大写本など、朗読等奉仕者に対し、交通費等の支弁を行います。 ● 区が主催または共催する事業に協力するボランティアに対し、交通費等の費用の一部を支弁します。 	<p style="text-align: center;">充実</p>

■ 障害のある人の行政への参画推進

事業名	事業内容	後期目標 (平成 18～22 年度)
<p>111 墨田区障害者施策推進協議会の運営</p> <p>[福祉保健部厚生・児童課]</p>	<p>● 墨田区障害者施策推進協議会の定期開催により、障害者及びその関係者と協議のもと、本計画の推進及び進行管理を行います。</p>	<p>推進</p>
<p>112 障害者の意見を聞く会の充実</p> <p>[都市整備担当土木管理課]</p>	<p>● 障害者団体との意見交換を通じて交通安全施策の充実を図るため、「障害者交通安全等意見交換会」を実施します。</p>	<p>充実</p>
<p>113 障害者の投票環境の整備</p> <p>[選挙管理委員会事務局]</p>	<p>● 障害者がより投票しやすい環境づくりを行うため、投票所スロープの設置、車いす用記載台及び証明ランプの設置、点字器の配置、重度の身体障害で歩行の困難な人への対応（郵便投票の実施）等を行います。</p>	<p>充実</p>

(4)安全・快適に暮らせるまちづくりを推進する

①やさしいまちづくりを推進する



◎:重点事業

施策の方向性

障害のある人が、安全・快適に生活しながら、積極的に社会参加できるようにするためには、公共施設や道路、交通機関のバリアフリー化が必要です。

区では、平成16年度に「墨田区交通バリアフリー基本構想」を策定し、区内鉄道のバリアフリー化を進めているところです。今後は、バリアフリーの考え方を一歩進めて、はじめから「すべての人が利用しやすい」ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを推進していきます。

また、やさしいまちづくりを進めるためには、障害のある人が困っているときに声をかける、道路上に障害となるものを放置しない、といった取り組みも求められています。

今後も引き続き、NPO（非営利組織）等の地域活動団体、住民参加型のサービス提供団体の支援を通じた人づくり、区民・民間・区が一体となったやさしいまちづくりの推進に取り組みます。

施策展開の柱

■ 福祉のまちづくりの推進

東京都ハートビル条例及び福祉のまちづくり条例等に基づき、民間建築物のユニバーサルデザイン化を指導・誘導します。また、福祉のまちづくり施設整備助成事業などを通じ、すべての人にやさしいまちづくりを推進します。

■ 道路安全対策の推進

障害のある人が安全・自由に移動できるよう、道路のバリアフリー整備を進めるとともに、放置自転車等、道路上の放置物に対する指導を実施します。

■ 移動の確保

障害のある人が自由に外出や移動ができるよう、福祉タクシー制度等の充実に取り組みます。また、障害のある人や高齢者を含め、だれもが安心して駅等を利用できるよう、公共交通機関のバリアフリー化を積極的に進めます。

■ 地域活動団体等への支援

住民参加による福祉活動の推進を図るため、NPO等の地域活動団体の育成、活動の支援などを進めます。

事業計画

■ 福祉のまちづくりの推進

事業名	事業内容	後期目標 (平成 18～22 年度)
114 公共建築物等の改善整備 [関係各課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者用トイレの設置、エレベーター等の設置、階段の手すりの設置など、区の公共建築物、学校等のバリアフリー化を進めます。 ● 視覚障害者音声誘導装置の設置を推進します。 	推進
115 民間建築物のユニバーサルデザイン化への指導・誘導 [都市計画部開発調整課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 東京都ハートビル条例及び福祉のまちづくり条例、墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱に基づき、民間建築物のユニバーサルデザイン化を指導・誘導します。 	推進
116 福祉のまちづくり施設整備助成事業の推進 [福祉保健部障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 病院、公衆浴場等の公共的性格をもつ建築物を、墨田区福祉のまちづくり施設整備助成金交付要綱に基づき改善あるいは設置する場合において、その整備経費の一部を助成します（整備工事費の1/2で350万円を限度とする）。 	推進
117 公園出入口バリアフリー整備 [都市整備担当道路公園課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 区民の誰もが安心して利用できるよう、公園出入口等のバリアフリー化を進めます。 	推進
118 福祉のまちづくり推進のための体制づくり [福祉保健部障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉のまちづくりに関する情報交換や、全庁的な連絡調整を行うため、関係機関による調整会議等を開催します。 ● 会議を通じた検討のもと、福祉のまちづくりを総合的に推進します。 	推進

■ 道路安全対策の推進

事業名	事業内容	後期目標 (平成 18～22 年度)
119 道路のバリアフリー整備 [都市整備担当道路公園課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 歩道の段差を解消することにより、障害者、高齢者等の歩行者及び車いす等の円滑な通行を確保します。 	推進
120 交通安全施設対策の推進 [都市整備担当土木管理課、 商工担当産業経済課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者等歩行者の通行安全確保のため、道路上の商品の除去、放置自転車等の撤去などを行います。 ● 墨田区商店街連合会の各種会合、区内商店街対象の各種指導事業を通じ、歩道・車道上の商品の撤去について指導を行います。 	推進

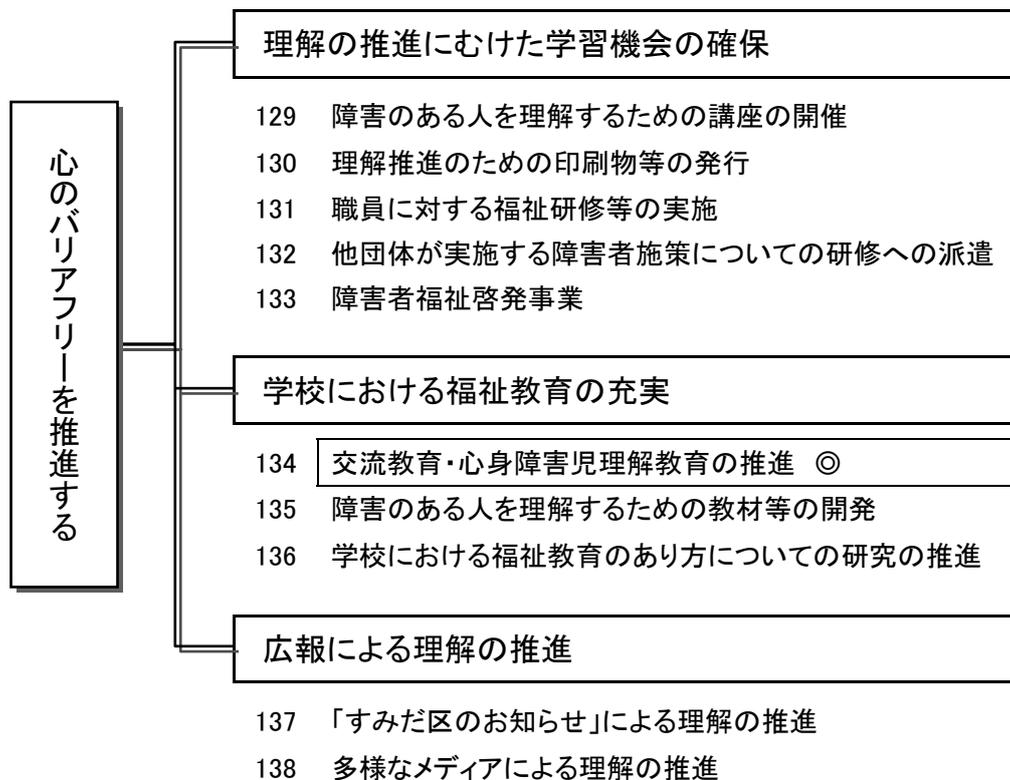
■ 移動の確保

事業名	事業内容	後期目標 (平成 18～22 年度)
121 心身障害者福祉タクシー制度の充実 [福祉保健部障害者福祉課]	●心身の障害により他の交通機関の利用が困難な人に対し、タクシークーポン券を支給します。	充実
122 リフト付き福祉タクシーサービスの実施 [福祉保健部障害者福祉課]	●車いすもしくはストレッチャー（簡易ベッド）が使用可能なタクシーの運行を行います。	充実
123 ハンディキャブの貸出 [福祉保健部厚生・児童課 (社会福祉協議会)]	●車いす利用者に対し、ハンディキャブを近距離の外出時に貸し出します。	充実
124 公共交通機関のバリアフリー化の推進 [福祉保健部障害者福祉課、 都市計画部都市計画課・ 開発調整課]	●区内公共交通機関のバリアフリー化を推進するための連絡会を開催し、一体的なバリアフリー化を推進します。 ●高齢者・障害者等の移動の円滑化を促進するため、鉄道事業者が行う駅におけるバリアフリー化設備整備事業に要する経費の一部を補助します。	推進
125 身体障害者自動車運転教習費補助の実施 [福祉保健部障害者福祉課]	●身体障害者が自動車運転免許を取得または免許にかかる排気量の限定解除をする際、費用の一部を助成します。	充実
126 身体障害者用自動車改造費助成の実施 [福祉保健部障害者福祉課]	●就労等で必要なため、障害者自らが所有し、運転する自動車の操向及び駆動装置の一部を改造する必要がある場合に助成を行います。	充実

■ 地域活動団体等への支援

事業名	事業内容	後期目標 (平成 18～22 年度)
127 NPO等地域活動団体の育成及び支援 [地域振興部自治振興・女性課]	●NPO 法人設立に関するアドバイザー派遣制度や情報提供、活動場所の提供等を通して、NPO 等地域活動団体の育成及び支援を行います。	推進
128 ハートライン 21(有償在宅福祉サービス)の充実 [福祉保健部厚生・児童課 (社会福祉協議会)]	●墨田区社会福祉協議会が実施する、住民参加による有償在宅福祉サービス活動を支援します。	充実

②心のバリアフリーを推進する



◎:重点事業

施策の方向性

平成16年に改正された、障害者基本法において、障害を理由とした差別や権利侵害を禁止する旨が明記されるなど、ノーマライゼーションの理念の実現にむけた社会全体の取り組みは大きく前進しています。

障害や障害のある人に対する無理解・無関心、偏見、差別など、眼にはみえない心のバリア（障壁）を取り除くためには、子どもの頃から障害のある人とふれあう機会をもつことや、福祉教育を進めていくことが重要です。

今後も心のバリアフリーを推進し、区民相互の理解を深め、互いの違いを認めあいつつ、地域のなかで共生していくことのできる思いやりのある心の育成をめざします。

施策展開の柱

■ 理解の推進にむけた学習機会の確保

障害のある人等に対する偏見や差別をなくし、理解を深めていくことができるよう、区の職員に対する研修の充実を図るとともに、区民にむけた多様な学習の機会を提供していきます。

■ 学校における福祉教育の充実

すべての児童・生徒が、お互いの個性を認めあい、かかわりあいながら生きていく力を育てるため、通常の学級と心身障害学級、地域の養護学校等との交流教育を積極的に進めるとともに、総合的な学習の時間や特別活動等を活用して、障害のある人への理解教育の推進に努めます。

■ 広報による理解の推進

「すみだ区のお知らせ」やさくらケーブルテレビ等を通じて、障害のある人等に対する理解の推進にむけた広報活動を展開します。

事業計画

■ 理解の推進にむけた学習機会の確保

事業名	事業内容	後期目標 (平成 18～22 年度)
129 障害のある人を理解するための講座の開催 [教育委員会生涯学習課]	●生涯学習学校公開講座等のなかで、障害者むけの講座、障害者を理解するための講座を開催します。	充実
130 理解推進のための印刷物等の発行 [福祉保健部障害者福祉課]	●すみだまつりや作業所等のふれあいまつり等の機会を通じて、障害者や障害者施策等に対する理解を得られるよう、ポスター等の掲示を行います。	充実
131 職員に対する福祉研修等の実施 [総務部職員課]	●区職員へ福祉研修等を行い、障害者等に対する理解の推進と、資質の向上を図ります。	充実

事業名	事業内容	後期目標 (平成 18～22 年度)
132 他団体が実施する障害者施策 についての研修への派遣 [総務部職員課、 保健衛生担当保健計画課、 福祉保健部障害者福祉課]	● 東京都、東京都社会福祉協議会、全国社会福祉協議会などが実施する研修への職員の派遣を積極的に行います。	充実
133 障害者福祉啓発事業 [福祉保健部障害者福祉課]	● 障害者や障害者福祉への理解を深めるため、講演会等を開催します。	充実

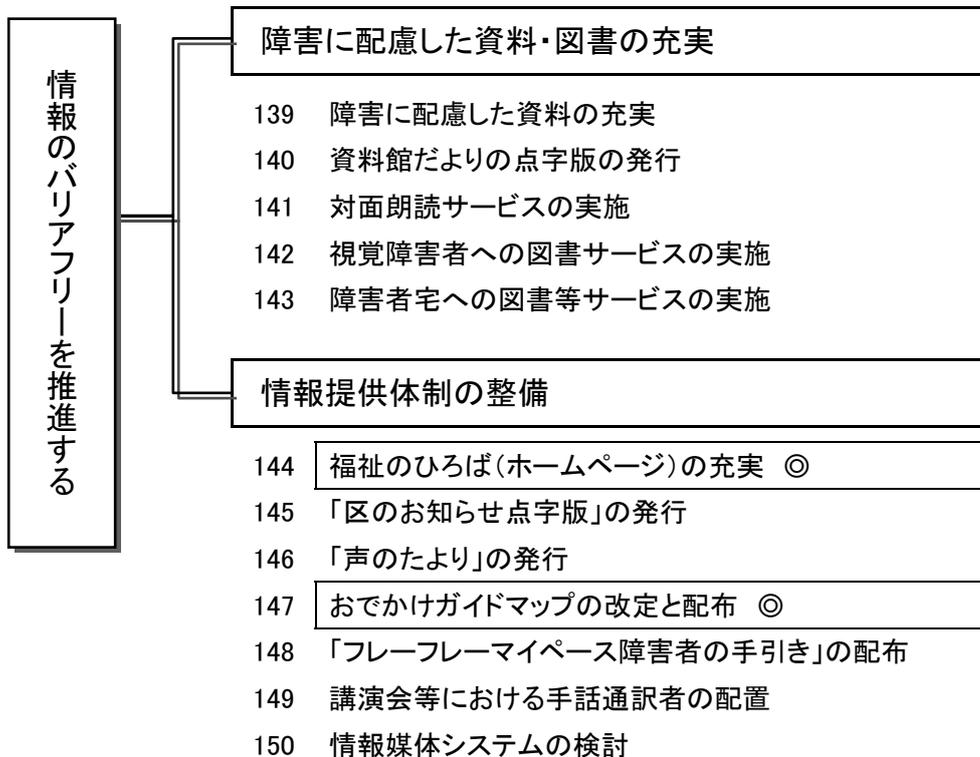
■ 学校における福祉教育の充実

事業名	事業内容	後期目標 (平成 18～22 年度)
134 交流教育・心身障害児理解 教育の推進 [教育委員会指導室]	● 墨田区の学校教育における心身障害教育の基本方針の1つとして、児童・生徒と心身障害学級、地域の養護学校等との交流教育の推進を図ります。	推進
135 障害のある人を理解するための 教材等の開発 [教育委員会指導室]	● 学校教育において、障害者理解を進めるための教材等を開発し、その活用を図ります。	推進
136 学校における福祉教育の あり方についての研究の推進 [教育委員会指導室]	● 「総合的な学習の時間」における福祉教育、ボランティア教育のあり方について研究・協議を深め、これらの実践や研究に積極的に取り組む学校に対し、適切な指導・助言を行います。	推進

■ 広報による理解の推進

事業名	事業内容	後期目標 (平成 18～22 年度)
137 「すみだ区のお知らせ」による 理解の推進 [企画経営室広報広聴担当]	● 区のお知らせの紙面を通じて、障害者等に関する正しい知識の普及を図り、区民の理解の推進を図ります。 ● 各種の障害者施策について時宜に応じて周知、報告に努めます。	推進
138 多様なメディアによる理解の 推進 [企画経営室広報広聴担当]	● さくらケーブルテレビ等を通じて、障害者施策の紹介を適宜行っていきます。 ● 区内めぐりコースに福祉関係施設の見学を盛り込み、障害者施策への理解推進を図ります。	推進

③情報のバリアフリーを推進する



◎:重点事業

施策の方向性

情報化社会の進展により、情報の重要性が増しているなか、障害のある人が積極的に社会への参画を果たせるよう、情報収集・提供におけるバリアをなくすための取り組みの推進が、一層強く求められています。

現在、障害のある人に対する区政情報の提供としては、視覚障害のある人にむけた「区のお知らせ点字版」「声のたより（録音テープ版）」の発行を行っています。今後はさらに、多様な情報をそれぞれの障害に応じた方法により提供していく必要があります。

視覚障害や聴覚障害のある人、自由に外出ができない人など、情報を自ら得ることが難しい人が、いつでも・どこでも必要な情報を手に入れることができるよう、情報のバリアフリーを推進していきます。

施策展開の柱

■ 障害に配慮した資料・図書の充実

視覚障害などがある人への資料・図書サービス、図書館の利用が困難な人に対する図書等の郵送・宅配サービスなど、障害に配慮した資料・図書の充実に努めます。

■ 情報提供体制の整備

福祉のひろば（ホームページ）の充実、「区のお知らせ点字版」「声のたより（録音テープ版）」の発行など、障害に応じた多様な方法により、区政に関する情報提供を進めます。

事業計画

■ 障害に配慮した資料・図書の充実

事業名	事業内容	後期目標 (平成 18～22 年度)
139 障害に配慮した資料の充実 [関係各課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 資料等への点字装備を行います。 ● 録音図書等の作成のための参考資料の収集を行います。 	充実
140 資料館だよりの点字版の発行 [教育委員会すみだ郷土文化資料館]	<ul style="list-style-type: none"> ● 視覚障害者にすみだ郷土文化資料館の事業や展示内容等の情報を提供するため、ボランティアとの連携のもと、資料館だよりの「みやこどり」の点字版を発行します。 	充実
141 対面朗読サービスの実施 [教育委員会あずま図書館]	<ul style="list-style-type: none"> ● 視覚障害者に対し、図書の対面朗読を実施します。 	充実
142 視覚障害者への図書サービスの実施 [教育委員会あずま図書館]	<ul style="list-style-type: none"> ● 視覚障害者に対し、点訳サービス、拡大写本サービス、録音図書製本サービスを実施します。 	充実
143 障害者宅への図書等サービスの実施 [教育委員会あずま図書館]	<ul style="list-style-type: none"> ● 図書館の利用が困難な障害者に対し、郵送・宅配によるテープ雑誌、録音図書等の貸し出しサービスを行います。 	充実

■ 情報提供体制の整備

事業名	事業内容	後期目標 (平成 18～22 年度)
144 福祉のひろば(ホームページ)の充実 [福祉保健部障害者福祉課]	● 区のホームページ上の福祉のひろばを充実し、福祉サービス、イベント・講座など、区内の障害者や障害者団体にむけた情報提供を行います。	充実
145 「区のお知らせ点字版」の発行 [企画経営室広報広聴担当]	● 区内在住視覚障害者で希望する人に対し、区のお知らせを点字訳して郵送します。	充実
146 「声のたより」の発行 [福祉保健部厚生・児童課 (すみだ福祉保健センター)]	● 区内在住の視覚障害者1～3級の人に対し、区のお知らせを録音テープにして郵送します。	充実
147 おでかけガイドマップの改定と配布 [福祉保健部障害者福祉課]	● 障害者むけ施設の案内冊子「おでかけガイドマップ」の内容を改定、配布します。	充実
148 「フレイフレーマイペース障害者の手引き」の配布 [福祉保健部障害者福祉課]	● 区内の障害者(児)が利用できる福祉サービスや生活に役立つ情報を掲載した手引きを配布します。	充実
149 講演会等における手話通訳者の配置 [関係各課]	● 区が主催する事業で、聴覚障害者の人が参加する場合に、手話通訳者を配置します。	充実
150 情報媒体システムの検討 [企画経営室広報広聴担当]	● ケーブルテレビを活用した福祉情報システムについて検討します。 ● 区公式ホームページにおけるデザインの統一化、アクセシビリティへの対応等を図ります。	実施

資料1. 計画改定のための体制

墨田区障害者施策推進協議会設置要綱

昭和 57 年 4 月 10 日
57 墨厚厚発第 178 号

(設置)

第1条 墨田区障害者行動計画の推進及び改定にあたり、障害者及びその関係者と協議するため、墨田区障害者施策推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 推進協議会は、委員 22 人以内をもって構成する。

2 推進協議会の委員は、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、障害者団体等の代表者、学識経験者、区議会議員及び関係行政機関等の職員のうちから区長が委嘱又は任命する。

(会長等)

第3条 推進協議会に会長を置く。

- 2 会長は、推進協議会の委員のうちから区長が選任する。
- 3 会長は、会議を主宰し、総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代行する。

(協議事項)

第4条 推進協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 墨田区障害者行動計画に基づく障害者施策の推進に関すること。
- (2) 墨田区障害者行動計画の改定に関すること。
- (3) その他区長が必要と認める事項

(招集)

第5条 推進協議会は、区長が招集する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任機関とする。

(報酬)

第7条 委員に対しては、会議への出席 1 回につき別に定める額の報酬を支給する。ただし、区の職員には支給しない。

(庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、福祉保健部厚生・児童課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、昭和 57 年 5 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

墨田区障害者施策推進協議会委員

	氏 名	所 属 等
障害者団体等の代表者	今 村 等	墨田区障害者団体連合会
	浮 嶋 松 男	墨田区障害者団体連合会
	阿 部 美 津 子	墨田区障害者団体連合会
	大 山 洋 子	墨田区障害者団体連合会
	木 田 香 津 江	墨田区障害者団体連合会
	三 浦 八 重 子	墨田区精神障害者を守る家族会
	江 口 利 一	墨田区身体障害者相談員
	前 田 君 代	墨田区知的障害者相談員
学識経験者	椋 木 昭 三	墨田区民生委員・児童委員協議会
	西 山 恒 八	墨田区社会福祉協議会
	森 川 政 男	(株)ハクワクリーニング商会代表取締役
区議会議員	中 沢 進	墨田区議会議員
	小 池 武 二	墨田区議会議員(平成 17 年 5 月 26 日まで)
	阿 部 幸 男	墨田区議会議員(平成 17 年 5 月 27 日から)
	坂 岸 栄 治	墨田区議会議員
	鈴 木 順 子	墨田区議会議員
	阿 部 喜 美 子	墨田区議会議員
	木 村 た け つ か	墨田区議会議員
関係行政機関の職員	鈴 木 綾 子	東京都立墨田養護学校長
	森 本 芳 男	心障学級設置中学校代表(本所中学校長)
	川 東 美 智 子	墨田公共職業安定所統括職業指導官
	澤 節 子	墨田区保健所所長

墨田区地域福祉計画推進本部設置要綱

平成5年12月21日5

墨厚厚第555号

(設置)

第1条 地域福祉計画に基づく福祉施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、墨田区地域福祉計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(構成)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、区長とし、推進本部を総括する。

3 副本部長は、助役とする。

4 本部員は、収入役、教育長及び部長（部長相当職を含む。）の職にある者をもって充てる。

5 本部長は、特に必要があると認めるときは、審議事項に関係のある職員に推進本部への出席を求めることができる。

(審議事項)

第3条 推進本部において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 墨田区地域福祉計画及び福祉保健分野の個別計画に基づく施策の総合調整及び推進に関すること。

(2) その他本部長が必要と認める事項。

(招集)

第4条 推進本部は、本部長が招集し、主宰する。

2 本部長に事故があるときには、副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会は、推進本部に付議する事案を調査・検討するほか、施策の推進に必要な事項を協議する。

4 幹事会は、効率的な運営を図るため必要と認めるときは、協議事項に関係のある幹事をもって開催することができる。

5 幹事会に、ワーキンググループを置くことができる。

6 ワーキンググループの構成員及び検討事項並びに運営に関する事項は、福祉保健部長が定める。

(事務局)

第6条 推進本部に事務局を置く。

2 事務局長は、福祉保健部長をもって充てる。

3 事務局長は、次の職務を行う。

(1) 幹事会を招集し、主宰すること。

(2) 推進本部に付議する事案の調整、整理及び提出に関すること。

(3) 推進本部の決定事項に係る事務の執行調整に関すること。

(4) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

4 事務局長は、前項第2号から第4号までの事務を行うに当たり、各本部員等に対し、必要な資料の提出又は報告を求めることができる。

5 事務局長は、必要に応じて、協議事項に関係のある職員に幹事会への出席を求めることができる。

6 事務局の庶務は、福祉保健部厚生・児童課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成6年2月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成17年5月1日から適用する。

墨田区地域福祉計画推進本部幹事会構成員

墨田区地域福祉計画推進本部幹事会構成員	
企画経営室	企画・行政改革担当課長
総務部	総務課長
区民部	窓口課長
地域振興部	自治振興・女性課長
地域振興部商工担当	生活経済課長
地域振興部環境担当	リサイクル清掃課長
福祉保健部	厚生・児童課長、保護課長、子育て支援課長、障害者福祉課長
福祉保健部高齢者福祉担当	介護保険課長、高齢者福祉課長
福祉保健部保健衛生担当	保健計画課長、向島保健センター所長、本所保健センター所長
都市計画部	都市計画課長
都市計画部都市整備担当	都市整備課長、土木管理課長
教育委員会事務局	庶務課長、生涯学習課長
墨田区社会福祉事業団	管理課長

障害者行動計画改定ワーキンググループ構成員

委員長	福祉保健部 障害者福祉課長
副委員長	福祉保健部 厚生・児童課長
委員	企画経営室 企画・行政改革担当主査
	企画経営室 政策担当主査
	地域振興部 自治振興・女性課施設主査
	福祉保健部 厚生・児童課厚生主査
	福祉保健部 子育て支援課子育て支援主査
	福祉保健部 保護課管理主査
	高齢者福祉担当 介護保険課給付主査
	高齢者福祉担当 高齢者福祉課高齢者支援主査
	保健衛生担当 保健計画課保健計画主査
	都市計画部 都市計画課都市計画主査
	都市整備担当 都市整備課事業推進主査
	教育委員会事務局 学務課学校事務・就学相談主査
	教育委員会事務局 生涯学習課生涯学習主査
	(社)墨田区社会福祉事業団すみだ福祉保健センター事業課主査
(社)墨田区社会福祉協議会経営・企画担当	

■ 墨田区障害者施策推進協議会検討経過

第 1 回	平成 17 年 5 月 20 日(金) 午後 1 時 30 分～3 時 墨田区議会 第 1 委員会室	1. 「第 3 期墨田区障害者行動計画」の改定について
第 2 回	平成 17 年 11 月 14 日(月) 午後 3 時 30 分～5 時 リバーサイドホール会議室	1. 「第 3 期墨田区障害者行動計画」の改定(中間のまとめ)について
第 3 回	平成 18 年 2 月 21 日(火) 午前 10 時～11 時 30 分 リバーサイドホール会議室	1. 「第 3 期墨田区障害者行動計画」の改定(素案)について

■ 墨田区地域福祉計画推進本部検討経過(障害者行動計画関係)

第 1 回	平成 17 年 11 月 10 日(木) 午前 11 時～12 時 墨田区役所 庁議室	1. 「第 3 期墨田区障害者行動計画」の改定(中間のまとめ)について 2. 墨田区障害者行動計画の進捗状況について
第 2 回	平成 18 年 2 月 7 日(火) 午前 11 時～12 時 墨田区役所 庁議室	1. 第 3 期墨田区障害者行動計画(後期)中間のまとめパブリック・コメント手続の実施結果について 2. 「第 3 期墨田区障害者行動計画(後期)」素案について

■ 墨田区地域福祉計画推進本部幹事会検討経過(障害者行動計画関係)

第 1 回	平成 17 年 10 月 27 日(木) 午前 10 時～12 時 リバーサイドホール会議室	1. 「第 3 期墨田区障害者行動計画」の改定(中間のまとめ)について 2. 墨田区障害者行動計画の進捗状況について
第 2 回	平成 18 年 1 月 27 日(金) 午後 1 時 30 分～3 時 墨田区役所 122 会議室	1. 第 3 期墨田区障害者行動計画(後期)中間のまとめパブリック・コメント手続の実施結果について 2. 「第 3 期墨田区障害者行動計画(後期)」素案について

■ 障害者行動計画改定ワーキンググループ検討経過

第 1 回	平成 17 年 5 月 30 日(月) 午後 3 時～4 時 墨田区役所 82 会議室	1. 「第 3 期墨田区障害者行動計画」の改定体制について 2. 計画改定の方向性について
第 2 回	平成 17 年 10 月 19 日(水) 午後 4 時～5 時 墨田区役所 131 会議室	1. 「第 3 期墨田区障害者行動計画」の改定(中間のまとめ)について

資料2. 用語(キーワード)の解説

あ行	アクセシビリティ	情報やサービスなどが、さまざまな人にとって利用しやすいかどうかを表す言葉であり、特にインターネットにおいて、障害などの理由により制約ある条件で利用している人にも内容が伝わるようにホームページが作られているかどうか、という意味で使われます。
	ADHD(注意欠陥多動性障害)	「Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder」の略で、注意集中が難しい、多動・落ち着きがない、衝動的で思いついたら行動に移してしまう、といった症状を特徴とする発達障害の一種であり、通常、7歳までに症状があらわれ、その状態が続きます。生まれつきの中枢神経系の障害が原因とされています。
	LD(学習障害)	「Learning Disorder」の略で、全般的な知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、書く、推理するまたは計算する能力のうち特定のものを習得するのに著しい困難がある状態のことです。ADHDと同様に、生まれつきの中枢神経系の障害が原因とされており、注意集中・多動の障害や社会性・運動面での困難をあわせもつことが多いとされています。
	NPO	「Non-Profit Organization」の略で、日本では非営利団体や非営利組織などと訳されており、営利を目的としない、公益活動を行う民間の団体をさします。保健福祉分野における新たなサービスの担い手として注目されています。
か行	ガイドヘルパー	重度の障害のある人が外出するときに、付き添いを専門に行う介護人のことです。
	グループホーム・ケアホーム	自宅での生活が困難な人が、地域において共同で生活することです。障害者自立支援法に基づくサービスとして、従来のグループホーム(共同生活援助)に加え、平成18年10月より、新たに、入浴、排せつ、食事等の介護を提供するケアホーム(共同生活介護)が対象となります。
	ケアマネジメント	障害者の地域における生活を支援するために、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズとさまざまなサービスや地域の社会資源を結びつけて調整を図り、計画的に利用されるようにするしくみのことです。
	高機能自閉症・アスペルガー症候群	発達障害の一種であり、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。
	高次脳機能障害	交通事故などの脳外傷、脳卒中などの疾病、低酸素障害などが原因で脳が損傷し、思考、記憶、行為、言語、学習、注意などに障害が起きた状態です。同障害者の多くは外見からはわかりにくく、本人も自覚していないことが多いのですが、実際には日常生活を送るためのケアが必要な人が多く、福祉サービスや社会復帰のためのリハビリなどの支援体制の確立が課題となっています。

さ行	スペシャルオリンピックス	4年に一度行われる、知的障害のある人の国際スポーツ大会であり、順位は決定されるものの、最後まで競技をやり遂げた選手全員が表彰される、といった特徴がある大会です。
	成年後見制度	判断能力の不十分な知的障害者、精神障害者、認知症高齢者等を保護するための民法上の制度です。
た行	通級指導学級	小・中学校の通常の学級に在籍する比較的軽度の言語障害、情緒障害、弱視、難聴等のある児童・生徒に、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、個々の障害に応じた特別の指導を特別の場で行う教育形態のことです。
な行	ノーマライゼーション	障害のある人もない人も、社会の一員として、お互い尊重しさえあひながら、地域のなかでともに生活する社会こそがあたりまえの社会である、という考え方です。
は行	発達障害	脳機能の障害により、心身の成長発達の途上で何らかの歪みや遅れなどがあらわれる状態をさします。これまで制度の谷間となっており、十分な対応がなされていなかった発達障害者の自立と社会参加を支援するため、平成17年に施行された発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものを発達障害と定義しています。
	パラリンピック	オリンピックの直後に、その開催地で行われる、身体に障害のある人の国際スポーツ大会のことです。平成16年の第12回夏季大会では、知的障害のある人の競技も実施されています。
	ピアカウンセリング	相談者と同様の経験をもつ当事者が、自己の体験や経験等に基づいて問題をもつ人の相談に応じ、問題の解決を図ることです。
	法定雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」で、雇用者に占める障害者のある人の割合が一定以上であるよう事業主に義務づけられており、その割合のことをさします。一般の民間企業では1.8%、官公庁では2.1%と定められています。
や行	ユニバーサルデザインとバリアフリー	ユニバーサルデザインは、製品、建物、環境について、障害のある・なしにかかわらず、あらゆる人が利用しやすいようはじめから考えてデザインするという考え方のことです。すでにあるバリア(障壁)を取り除くバリアフリーに対して、ユニバーサルデザインでは、すべての人に対して最初からバリアを生み出さないことを意味します。
ら行	レスパイトサービス	障害のある人の家族に休息の時間を確保し、一時的に介護の負担から開放することによって、日頃の心身の疲れの回復を図るサービスです。

すみだノーマライゼーション推進プラン21
～第3期墨田区障害者行動計画（後期）～

平成18(2006)年3月

発行：墨田区

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

TEL (03) 5608-6151 FAX (03) 5608-6403

編集：墨田区福祉保健部